

予算常任委員会会議録

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

平成29年6月21日(水)午前9時59分

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	阿多 己清 君	副委員長	植山 利博 君
委員	徳田 修和 君	委員	中馬 幹雄 君
委員	宮本 明彦 君	委員	有村 隆志 君
委員	中村 正人 君	委員	池田 綱雄 君
委員	岡村 一二三 君	委員	下深迫 孝二 君
委員	今吉 歳晴 君	委員	蔵原 勇 君
委員	宮内 博 君		

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4 傍聴議員の出席は次のとおりである。

議員	池田 守 君	議員	新橋 実 君
議員	前川原 正人 君	議員	中村 満雄 君

5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

総務部長	塩川 剛 君	総務部参事	山口 昌樹 君
財政課財政G長	村岡 新一 君	財政課財政Gサブリーダー	堀ノ内 周作 君
市民環境部長	久保 隆義 君	市民活動推進課長	中馬 吉和 君
横川総合支所長	桑木 治夫 君	市民活動推進課主幹	宮田 久志 君
市民活動推進課主幹	宝徳 太 君	横川総合支所地域振興課主幹	安栖 賢一 君
市民活動推進課主査市民環境政策G主査	田中 智絵 君	市民活動推進課共生協働推進G主任主事	家村 真吾 君
保健福祉部長	越口 哲也 君	子育て支援課長	岡元 みち子 君
保健福祉政策課長	田上 哲夫 君	保健福祉政策課主幹	種子島 進矢 君
子育て支援課保育・幼稚園G長	富田 正人 君	子育て支援課主査	今村 俊介 君
保健福祉政策課政策G主査	野村 樹 君		
農林水産部長	川東 千尋 君	農政畜産課長	田島 博文 君
林務水産課長	別當 正浩 君	農林水産政策課長	砂田 良一 君
林務水産課課長補佐	山之内 治 君	農政畜産課主幹	馬場 光幸 君
農林水産政策課主幹	鎌田 順一 君	林務水産課林務水産G長	落水田 剛 君
農林水産政策課政策Gサブリーダー	堀切 貴史 君	林務水産課林務水産G主査	馬渡 誠 君
商工観光部長	池田 洋一 君	観光課長	八幡 洋一 君
商工振興課長	谷口 隆幸 君	霧島PR課長	藤崎 勝清 君
観光課主幹	竹下 淳一 君	観光課主幹	野崎 勇一 君
観光課観光振興G長	宗像 茂樹 君		
建設部長	島内 拓郎 君	まちづくり調整監	堀之内 毅 君
建設施設管理課長	仮屋園 修 君	建設政策課長	茶園 一智 君
建設施設管理課主幹	山元 辰実 君	建設政策課政策G長	笛田 純一 君
建設施設管理課公園管理G主査	中村 寛喜 君	建設政策課政策G主査	米元 利貴 君
教育部長	花堂 誠 君	教育総務課長	本村 成明 君
学校教育課長	河瀬 雅之 君	社会教育課長	西 潤一 君
学校給食課長	石神 修 君	学校教育課長補佐	小牟禮 勉 君
社会教育課長補佐	今村 靖 君	社会教育課長補佐	鈴木 順一 君

教育総務課主幹	山口	清行	君	学校教育課指導事務G長	加治木	徹	君
学校教育課学事G長	徳田	章	君	学校給食課学校給食管理G長	山下	裕一郎	君
教育総務課政策Gアドバイザー	内村	光孝	君	学校教育課指導主事	芝	隆志	君
上下水道部長	堀切	昇	君	水道管理課長	浮邊	文弘	君
水道工務課長	寺田	浩二	君	水道管理課水道業務G長	久徳	重喜	君
水道管理課水道政策G長	川畑	信司	君	水道管理課水道業務G主査	渡部	司	君
水道管理課水道政策G主査	北川	敬子	君	水道管理課水道政策G主査	山内	太	君
水道管理課水道政策G主任主事	函師	聖士	君				

6 本委員会の書記は次のとおりである。

書 記 徳留 要一 君

7 本委員会の付託案件は次のとおりである。

議案第47号 平成29年度霧島市一般会計補正予算（第1号）について

議案第48号 平成29年度霧島市水道事業会計補正予算（第1号）について

8 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 会 午前 9時59分」

○委員長（阿多己清君）

予算常任委員会を開会します。本日は、去る6月13日の本会議で付託されました議案2件の審査を行います。本日の会議は、お手元に配付しました次第書に基づき、審査を行いたいと思います。

△ 議案第47号 平成29年度霧島市一般会計補正予算（第1号）について

○委員長（阿多己清君）

ただいまから、審査に入ります。まず、議案第47号、平成29年度霧島市一般会計補正予算（第1号）について、はじめに総括の審査から行います。執行部の説明を求めます。

○総務部長（塩川 剛君）

議案第47号、平成29年度霧島市一般会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。今回の補正予算は、国・県等と協議を進めておりました事業等について、補助採択の見込みが立ったことなどに伴う事業費の計上をはじめ、本市の魅力積極的にPRするために、新たな観光拠点として整備を進めております日当山観光施設に関連する経費や保育需要に対応するため保育所等施設増改築への補助、準要保護児童生徒援助費の予算単価の一部を増額、国からの受託事業など、多方面にわたって子育て環境の充増を図るために要する経費などが予算計上の主なものでございます。その結果、歳入歳出それぞれ2億7,925万8,000円を追加計上し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ563億925万8,000円としようとするともに、債務負担行為の補正を行おうとするものであります。なお、歳入につきましては、特定財源として、それぞれの事業に係る国県支出金等を、一般財源としては、平成28年度の決算剰余金の一部等をそれぞれ計上いたしております。また、今回の補正予算で、総務部に関するものは、歳入の繰越金のみでございます。引き続き、財政課長が御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○財政課長（山口昌樹君）

[補正予算説明資料に基づき説明]

○委員長（阿多己清君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（宮内 博君）

今回、決算剰余金の一部1億1,180万2,000円を計上しているということの説明であります。一部ということでもあります。それで、出納閉鎖からそんなに期間もありませんので、全体像をどれほど掴んでいるかというのは、私もよく分かりませんが、一部というところの部分について、全

体的に見て、どうなのかということについて、少し説明ください。

○財政課長（山口昌樹君）

平成28年度の決算につきましては、今、委員からございましたとおり、5月31日の出納整理期間を終了いたしました。今、決算の事務を行っている最中でございます。一般会計歳入総額1,465万5,000円から歳出総額589億5,033万3,000円と、繰越財源分4億8,900万7,000円を差し引いた、実質収支額を20億7,531万5,000円と見込んでいる状況でございます。繰越金を今、そのような見込みを立てているところでございます。

○委員（宮本明彦君）

繰越のところだけというお話でしたけれども、諸収入の一般財源のところもよろしいんですか。一般財源の諸収入107万3,000円、補正予算に関する説明書の5ページ、6ページ。説明資料の3ページの中で、有害鳥獣に関する返納金という話があって、その中で、うち107万3,000円は一般財源振替えというのが記載されています。この金額に当たると思うんですけれども、これは返還金があって、そのうち、一部の93万7,000円を県に返すと、その残りの部分について、一般財源として今回の予算の中で使用しますよという理解でよろしいですか。

○財政課長（山口昌樹君）

委員がおっしゃったとおりのことでございます。

○委員長（阿多己清君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで総括及び総務部関係の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時07分」

「再開 午前10時09分」

○委員長（阿多己清君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、市民環境部関係の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○市民環境部長（久保隆義君）

議案第47号、平成29年度霧島市一般会計補正予算（第1号）のうち、市民環境部関係の補正予算につきまして、御説明申し上げます。今回の補正予算は、市民活動推進課の共生協働推進費において、平成29年度コミュニティ助成事業の採択決定を受け、増額補正を行うものでございます。詳細につきましては、課長が御説明いたしますので御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○市民活動推進課長（中馬吉和君）

〔補正予算説明資料に基づき説明〕

○委員長（阿多己清君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

○委員（中村正人君）

このコミュニティ助成事業ですが、今、2地区ですが、ほかの地区からの申請というのはなかったんでしょうか。

○市民活動推進課長（中馬吉和君）

この2地区だけの申請が上がってきた分でございます。

○委員（中村正人君）

この事業というのは、申請するのに地域とか条件等があるんですか。

○市民活動推進課長（中馬吉和君）

申請につきましては、地区自治公民館、自治会、その他団体等の申請になりますが、特に制限というのはございませんで、県からの助成事業の募集通知が8月の末頃ございまして、それを受けまして、市の企画政策課のほうから事業周知を9月上旬に行います。それに手を挙げていただいたと

ころが、申請が可能となっております。

○委員（下深迫孝二君）

ただいまのものに関連しますけれども、これは全額負担ですか。それとも6割補助とかいろんなものがあると思うんですが。

○市民活動推進課長（中馬吉和君）

この事業につきましては、全額助成になります。

○委員長（阿多己清君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで市民環境部関係の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時13分」

「再開 午前11時17分」

○委員長（阿多己清君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、保健福祉部関係の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（越口哲也君）

議案第47号、平成29年度霧島市一般会計補正予算（第1号）の保健福祉部関係につきまして、その概要を御説明申し上げます。今回の補正予算は、施策5-4「子育て環境の充実」におきまして、子育て環境の整備と充実を図るため、保育所等の施設整備を年次的に行っていくとしており、本年度も霧島市内で施設を運営する社会福祉法人から施設整備の要望があり、国からの財源の確保もできましたので、民生費の社会福祉施設費に補正予算を追加計上するものであります。なお、詳細につきましては担当課長が御説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○子育て支援課長（岡元みち子君）

〔補正予算説明資料に基づき説明〕

○委員長（阿多己清君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（宮内 博君）

今回、施設の老朽化等も受けて、施設の増改築も対応していくということのようでありまして、歳入の約8割が国県補助という形で、整備がなされるということになっているわけですが、資料の説明がありませんでしたので、まだ全体をよく目を通すことができていないんですが、この3枚目の資料の部分の、いわゆるこの赤線で囲ってある部分を、一部取り壊して、そして増築をするということですかね。そこを説明してもらえませんか。

○保育・幼稚園グループ長（富田正人君）

施設整備の概要について御説明申し上げます。お配りしている図面の資料があると思うんですが、まず、赤線の部分が今回新しく増築される部分の図面になります。奥にあります黒で囲んでいる部分が、取り壊しの部分になります。

○委員（宮内 博君）

この黒い部分は全部取り壊すわけですか。それで、その赤い部分だけ残るという話ですか。

○保育・幼稚園グループ長（富田正人君）

手前の一部63㎡の部分は残りまして、奥のほうが取り壊し対象になる部分になります。

○委員（宮内 博君）

かなり面積的には広い部分、540㎡という部分は取り壊すということですよ。それは分かりました。それで、増築もするということになるわけで、当然、定員等が増えるということを目論んで増築するんだろうというふうに思いますけれども、何人ぐらい増えるんですか。

○子育て支援課長（岡元みち子君）

現在の90人定員から20人の増ということで、110人の定員を予定されているところでございます。

○委員（宮内 博君）

それは1ページ5行目くらいにあるこの部分だろうと思いますけれど、1号2号3号をちょっと説明してください。

○子育て支援課長（岡元みち子君）

1号につきましては、満3歳以上のお子さんで、幼稚園や認定こども園での教育を希望する場合でございます。2号につきましては、満3歳以上のお子さんで、保護者の就労や疾病などの保育の必要な理由があり、保育園や認定子ども園での保育を希望する場合でございます。3号は、満3歳未満のお子さんで、保護者の就労や疾病などの保育の必要な理由があり、保育園や認定こども園などでの保育を希望する場合でございます。

○委員（宮内 博君）

3号の部分が、満3歳未満ということですね。霧島市の待機児童の関係でありますけれど、以前も議論があって、子供1人に対して保育士の数が最も要求される0歳児。3人に1人の保育士が必要だということになるわけですが、その部分が待機児童の約8割を占めるということが報告された経過もあったのかなというふうに思いますけれど、これらの定員増に対して、霧島市の政策的な待機児童が非常に多い部分を、どうしていくのかと。当然、保育士の数をきちっと充実させていくということがないと、受け入れることはできないということになりますので、政策的な部分が活かされていくということがなければ、なかなか現実的には解消されないのかなと思うんですけども、今回はその部分はどういうふうになりますか。

○保健福祉部長（越口哲也君）

まさしく委員がおっしゃるように、施設の定員枠を増やしても、保育士が確保できなければ、なかなか受入れの増員ができないというのも事実でございます。私どもも、保育園の運営者、経営者からも、保育士の確保については努力をお願いしたいということで言われております。まず一つは、国の施策でもございますけれども、人件費をある程度増やせるような形で予算化を図りまして、各園に対しては、運営費の増額も図ってきたところでございます。また、私どもの保健福祉部の中にも、登録制がございまして、保育士を登録しながら、要望があれば各園に御案内するというようなことも行っております。また、園のほうも、この登録者に対して無償で研修を受けさせるような制度とかも取り組んでおりまして、長く保育現場から離れた方々がいきなり保育現場で働くのではなくて、自分が保育をしたい園に行って実地研修をしたり、全体的な研修をしながら、そういう場も市も努力をしながら何とか保育士の確保には努めているところでございます。

○委員（宮内 博君）

今回、それらのことが一定の反映をしてというようなことでよろしいんですか。3歳未満の部分が増えているということですが、3歳未満といっても、0歳児、1、2歳児ありますので、その部分をちょっと御紹介いただけませんか。

○保育・幼稚園グループ長（富田正人君）

今回の90名から110名への定員増ですけれども、3号認定につきましては、41名が51名になります。この内訳としましては、0歳が15名、1歳が18名、2歳が18名で51名になる予定となっております。2号認定につきましては、3歳児が14名、4歳児が15名、5歳児が15名の44名の予定となっております。

○副委員長（植山利博君）

今、議論があったところなんですけど、結局、1号が15名増えるわけですよ。2号、いわゆる3歳以上で保育にかかるところが5名減になっていると。そして3号。ここは0歳1歳児が入るわけですが、ここが10名増になっていると。この増減の設定は、現状の保育ニーズに対応した設定で、結果として、その3歳以上で保育にかかるところが若干減ったという理解でよろしいんですね。

○保育・幼稚園グループ長（富田正人君）

国分西保育園につきましては、6月1日現在で98名の入所の方がいらっしゃいまして、今、6名の方が入所をお待ちになっているという形であります。2号認定につきましては、一部、1号認定でも大丈夫な方がいらっしゃいますので、そういう方たちが1号認定を受けられて、今度は2号認定の枠が空きますので、そういう方たちを新規で取り込めればよいというような形で、このような人数の設定させていただいたところでもあります。

○副委員長（植山利博君）

今おっしゃっている意味は分かるんだけど、宮内委員も同じことを聞かれているわけですね。現在の保育ニーズに適切に対応した形でこのような設定になったという理解でよろしいですねと聞いているんです。

○保健福祉部長（越口哲也君）

確かに、現在の入所状況、ニーズに合った形で対応させていただいております。ただ、待機児童の解消とかは、全体的な取り組みも必要でございます。現在、施設側も将来的なことを踏まえて考えた部分と、私どもの市としてのニーズに合った分とを合致させた形で、今回、年齢階層ごとの定数等もある程度判断して、ニーズに合った形で対応をさせていただいたつもりでございます。

○委員（下深迫孝二君）

少しお尋ねをしておきます。この補助金については、国が3分の2、市が12分の1ということで事業費が書いてありますが、この見積り等を作る場合に、どこがチェックをしているのか。今回、森友学園あたりでも、出す場所によって総体事業費をごまかしたりというのが出ていましたけれども、市はここはどこがチェックをしているのかということをお伺いをします。

○保健福祉部長（越口哲也君）

事業者の方から当然見積りをいただきまして、その見積りに基づいて補助元のほうに申請するわけでございます。施設の対象面積でありますとか、施設の構造とかを基に算定をしますもので、当然価格的な部分が適正でなければ、県の方も受理しないわけでございます。一定の金額の範囲内で見積りをいただいた部分が問題ないという中で出させていただいております。見積書の中身を特段私どもが細部をチェックするというのは致していないところでございます。

○委員（下深迫孝二君）

後々問題にならないように、そこらは十分チェックをしていただいて、例えば、市の土木課辺りでもそういうチェック機関はあるわけですので、きちっと対応していただきたいというふうに申し上げておきたいと思えます。

○委員（池田綱雄君）

先ほど、この配置図のところで説明がありましたけれど、施設全部を解体・新設をされるわけですが、この工事概要のところにもありますけれど、たった6か月でこういう大きな事業をされるんですが、ダブるところもあると思うんですが、開所しながらできるのかどうかお尋ねいたします。

○保健福祉部長（越口哲也君）

整備の計画手順につきましては、調整をさせていただいております。赤い部分が新しくできる部分でございます。ここは面積的に狭いんじゃないかという印象もあるんですが、2階建ての建物になっておりまして、全体の規模を若干増やしての整備でございます。重なる部分をまず取り壊してからかかりまして、取り壊しができた後に、全体的な施設整備にかかるわけでございますけれども、工期的な部分は十分建設可能という中で計画でございますので、その点は問題ないというふうに認識いたしているところでございます。

○委員（池田綱雄君）

この赤い部分、ほとんどが運動場の部分ですね。その間の子供たちの運動はどこでさせるんですか。

○保健福祉部長（越口哲也君）

屋外での部分だと思うんですけれども、具体的にどう対応するかというのはまだ検討中であるというところでございます。

○委員（池田綱雄君）

私も孫がここに入園しておった関係でよく分かっているんですが、この入口の赤い左の部分ですが、ここを園児たちは通るんですね。だから、ちょうど工事の最も厳しいところかなと思いますので、事故のないように十分気を付けて工事をやっていただきたいなと要望しておきます。

○委員（中馬幹雄君）

この資料の3ページ目の赤い線のあるところですが、既存は黒く斜線が入っていますよね。丸くなったところは市道脇の現在空き地になっているところを購入しての、ということですかね。

○保健福祉部長（越口哲也君）

御指摘のとおり、その丸い部分は民地を法人のほうで購入されて敷地を増やした形での建設だというふうに伺っております。

○委員（有村隆志君）

今回の保育園の充実は、民営化によってこれが始まったということで、それが大きな成果だったのかなというふうに今回のこれは思います。この中で、先ほどお話がありましたけれども、周辺環境というのは、これだけ人が増えたときに、駐車場とかの関係も周りの配慮もちょっと。人の出入りが多くなるので。例えば、通り抜けの道が一つあるんですけれども、そこら辺も含めて安全面で御検討いただければというふうに思っております。

○保健福祉部長（越口哲也君）

まさしく御指摘のとおりでございます。池田委員からもありましたように、工事中の安全確保はもとより、園ができた後の安全性というのも重要でございますので、しっかりとその辺も指導していきたいというふうに思います。

○委員（中馬幹雄君）

市道からの道路入り口。あそこは車1台しか入れないようなところなんです、あそこの拡張というのは考えられないでしょうか。

○委員長（阿多己清君）

しばらく休憩します。

「休憩 午前10時39分」

「再開 午前10時41分」

○委員長（阿多己清君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○保健福祉部長（越口哲也君）

現在のところ、道路の拡幅等についての協議はいたしておりません。今後の安全確保の観点から、担当の部課のほうとは調整をさせていただきたいと思っております。

○委員長（阿多己清君）

ほかにありませんか。

〔「なし」という声あり〕

ないようですので、これで保健福祉部関係の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時42分」

「再開 午前10時44分」

○委員長（阿多己清君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、農林水産部関係の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○農林水産部長（川東千尋君）

議案第47号、平成29年度霧島市一般会計補正予算（第1号）の農林水産部の総括について、御説

明申し上げます。今回の補正予算は、農政畜産課で畜産振興のための施設整備に関する予算を、林務水産課で有害鳥獣捕獲報償費の交付金返納のための予算をそれぞれ計上し、農林水産業費で318万7,000円を増額補正しようとするものであります。以上、概要を申し上げましたが、詳細につきましては、各担当課長がそれぞれ説明を申し上げますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○農政畜産課長（田島博文君）

[予算説明資料に基づき説明]

○林務水産課長（別當正浩君）

[予算説明資料に基づき説明]

○委員長（阿多己清君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（中馬幹雄君）

パドック付ドーム型牛舎整備事業ですが、これは1棟150万円ではなかったですか。説明資料の75万円ということは、その施設が小さいということで75万円になっているのか、お伺いします。

○農政畜産課長（田島博文君）

おっしゃるとおりでございます。飼養規模が、現在9頭ということでございますが、3年後に6頭を増頭して、将来的に15頭の飼養規模に持っていきたいということで、条件のパドック面積を1頭当たり10㎡というところから計算をして、この金額になっております。

○委員（中馬幹雄君）

予算を計上された後に応募は無かったか伺います。

○農政畜産課長（田島博文君）

中馬委員から3月の委員会時に御意見を頂きまして、その後、当時御希望されている方全員に確認をさせていただきました。その中では、希望はあるけれども、まだ場所が決まっていないとかということで、本年度当初予算以外で希望されたのは、この方のみということで、今回、予算を計上させていただいております。

○委員（宮内 博君）

林業総務費の関係で、今回、93万7,000円の事業費にということですがけれども、返納金が196万2,000円ということになっています。昨年の決算特別委員会で私も議論したわけでありましてけれども、その時の決算の報告と今回の検証の結果、明らかにされた頭数との関係でお尋ねをしたいと思えます。決算では、イノシシとかアナグマあるいはニホンジカとか具体的な頭数が、成果表の中にも示されているわけです。当然、他ということになってますから、タヌキとかその他のものも、この中に含まれていると思うのですけれども、この報告書を見ていて、いわゆる決算の報告と示されている頭数に非常に乖離が大きいということがありましたので、そこのところを加えて御説明を頂きたいということで申し上げるわけでありましてけれども、例えば、平成27年度の返納金の報告を資料2としていただいているんですけど、平成27年度の返納金が平成25年度から平成28年度の期間では一番多いわけです。104件、95万4,200円ということで報告されています。中でも牧園の部分の決算結果と報告をされている頭数との開きが最大で1.7倍ということになっています。もっとも少なかったのが中央捕獲隊で1.2倍ということなんですけれど、決算の結果では、イノシシが266頭、ニホンジカが342頭の608頭という報告なんです。実際の検証結果の中で明らかになった頭数というのは1,048頭で1.7倍ということになります。他の捕獲隊もありますけれど、ここが一番数字が大きいので、この608頭以外にどういうものが、この数字の中に含まれているかということをお示しいただけませんか。

○農林水産部長（川東千尋君）

こちらのほうで決算と委員がおっしゃっている数字を突き合わせた資料が手元にはないのですが、再度、その数字を言っていただけますか。

○委員（宮内 博君）

成果表の平成27年度中の具体的成果で、捕獲事業として牧園でイノシシが266頭、ニホンジカが342頭と他と書いてありますから、その他もあるわけですね。これが608頭というふうになるわけです。先日、全員協議会の中でお示しをした捕獲実績の報告全数というのがあります。資料1と書いてある分です。牧園が平成27年度、1,048頭と報告されています。牧園が決算の結果と報告の数字の乖離が1.7倍と一番大きい。そして平成27年度のいわゆる返納をした件数のところが、数で全体で一番大きいということがあるものですから、まず、その部分の件について説明してください。

○農林水産部長（川東千尋君）

確かに全員協議会時の資料1と今回の成果の数字を合わせるとそのようになりますが、成果表を取りに行っておりますので、後ほど、そちらのほうの答弁をさせていただきたいと思います。[10ページに答弁あり]

○委員（宮内 博君）

頂いた資料2についてですけれども、平成27年度、104件、95万4,200円の返納額という報告です。捕獲隊ごとに、この件数が分かっていますか。

○農林水産部長（川東千尋君）

手元の資料では、捕獲隊ごとに出した資料は持ち合わせておりません。

○委員（宮内 博君）

持ち合わせていないということは、数値的には出しているけれど今持ってきてないということですか。

○農林水産部長（川東千尋君）

手元のほうには持ち合わせておりませんが、時間を頂ければ、その辺りの突き合わせは可能かと思えます。

○委員（宮内 博君）

それは捕獲隊ごとに出していないということですか。

○農林水産部長（川東千尋君）

基本的にはイノシシとかシカとか、獣の種類ごとの集計をしておりますが、捕獲隊ごとの集計は行っていないということですので、作業として行えばできないことはないと思っております。

○委員（宮内 博君）

今回の事案で大きな問題の一つになっているのが、組織的な関与と言うか、組織的に行われているようなことはなかったのかということもあるだろうと思うんですよ。本会議の中で議論もあったところですが、平成25年度の有害鳥獣捕獲に関する報償金の中で、実績報告はわなで257件で実績合計額として141万1,000円という報告があって、それは個人ではなくて捕獲隊ごとにそれを集計して出しているということがあったものですから、まず捕獲隊の所に検証をいれるということがないと再発防止という点では、本当に取り組めるのかということが出てくると思いますので、そのところを申し上げているわけです。委員長のほうにお願いを致しますけれど、集計を取ればそういう形でできるということでもありますから、委員会として、その資料要求を要請してほしいということをお願いしたいと思います。

○委員長（阿多己清君）

しばらく休憩いたします。

「休 憩 午前11時 1分」

「再 開 午前11時 5分」

○委員長（阿多己清君）

休憩前に引き続き会議を開きます。先ほど宮内委員から要求がありました資料については、本日作成をして提出をお願いをしたいと思います。

○林務水産課長（別當正浩君）

先ほど宮内委員から質問がございました平成27年度の牧園総合支所の決算の内訳につきまして御報告させていただきます。平成27年度の牧園地区におきましては、イノシシの成獣が266頭、シカが342頭、タヌキが92頭、アナグマが345頭、カラスが3羽、以上で1,048頭という形になります。

○委員（池田綱雄君）

今回、返納額が93万7,000円ということですが、これは何名分ですか。

○農林水産部長（川東千尋君）

今回、虚偽の報告ということで集計いたしました29名と、あともう一人、こちらの事務手続上の手違いの方の分が1名含まれて合計30名分になります。

○委員（池田綱雄君）

先日の一般質問の答弁で、一人はまだ認めていないということでした。その人も入っているのか、お尋ねします。

○農林水産部長（川東千尋君）

結論を得ていませんので、今回の補正の中には計上されておりません。

○委員（下深迫孝二君）

今回、中央捕獲隊ということで福山と隼人が一緒になっていますよね。やはりこういう不正をなくすためには、福山は福山だけ、隼人は隼人だけ、国分は国分だけというふうに細分化することによって防げるのではないかという気がするんですが、そこらはどのように考えていらっしゃいますか。これからの分ですよ。

○農林水産部長（川東千尋君）

班の編成でありますとか捕獲隊の総数といった形になるかと思いますが、先日の一般質問の御質問等を聴いておりますと、全体を検証できないといけないといった趣旨の御質問がありましたので、どういうふうに分けるということではなくて、チェック体制のやり方というものを厳しく、今回定めましたので、それに基づいて、まずはやってみるということが必要ではないかというふうに考えております。

○委員（下深迫孝二君）

例えば、国分の捕獲隊の皆さん方が、福山に行かれて福山の方と合同でされたという場合であっても、獲ったところが福山であれば福山のほうに上げておけば、明確化されていくのではないかと。やはり獲った場所によって報告をされる形も、今後検討されるべきじゃないかと。こういうことが公になってきますと、まじめにやっておられる方たちが迷惑するということもあるわけですので、きちっと検証されるべきであることを要望しておきます。

○委員（岡村一二三君）

今の関連ですが、今、猟友会が一本化されていますけれど、離脱の関係で行政当局に文書が参っているそうです。御存じですよ。あと有害鳥獣駆除については、町域を越えての駆除の指示許可書が出されていないと思います。具体的にいうと横川の駆除隊には横川でだけしか駆除はできませんと。広域のものは現在出されていないわけです。部長、そこは、はっきりされた方がいいと思います。先般、本会議で質問がありましたが、牧園町の平成25年有害鳥獣捕獲に伴う報償金4月から6月分の実績について数が多いと、当然金額も多いというような質問だったと思うのですが、この一番多いのは班長名で出されているからという答弁がなされましたけれど、これは牧園の担当者が5名分と記入しておけばいいわけで、特定の個人は出てこないわけですので、事務処理もおかしかったということは、私は判断できたわけなんですけど、職員が異動で変わっています。4月から6月分は、後任の職員が集計した結果だということだったようです。班長名で支出をしましたと言われているのだけれど、この一覧表で5名分だけ書くのであれば、何ら問題はないと思います。受領印を押す欄もありますけれど、この受領印は黒塗りであれば印影分からないわけです。そのことは申し上げておきます。確認の意味で質疑をさせていただきます。先般、全員協議会で資料を頂きました。資料1で今30名分になりますという部長の答弁でしたが、この虚偽報告に係る検証結果とい

うふうにタイトルはなされていますけれども、これについて不思議な話が舞い込んでおりまして、牧園の例を申し上げますと、返還をされる方の分だろうと思えますけれども、確認印をどうしても付いておられない人が何名かいると。この方に、行政の職員が相談をしてもらいたいと言われたと。その方は行けと言われれば、何か土産があるのかということと言われたそうです。例えば、10頭のを二、三頭減らしてもいいと言われたそうです。名前を申し上げてもいいんですが、ここは控えます。職員の方が言われたそうです。最終的に民間の人に依頼をされた人は、職員の異動があったこの4月1日以降、4月20日前後に今度は電話でも相談がありましたというお話がありました。担当職員の名前も言われています。名前は言いません。そこは確認をして答弁を求めます。なぜかと言うと、実績頭数は訳が分からなくなってくるわけなんです。行政が我々に説明されていらっしゃる実績の頭数と。そういうことにもなるし、先般、全員協議会で説明をされたときに、本人が認めていない人は、いわゆる刑事告発をするというような部長の説明もあったかと思えます。一方では刑事告発をする。一方では確認印をくれれば二、三件減らしてもいいですよということを行政職員が申入れをしたと。それが事実であれば大変なことです。答弁をお願いします。

○農林水産部長（川東千尋君）

今お聴きしたそのような内容が、どなたからどういうふうにお聴きになったのかというのをお聴きして、できれば私どもとしてもその方にその辺の事実を確認してからでないかと、なかなか答弁をしづらいところでもあります。5月末の全員協議会の直前ぐらまで検証をずっと続けた中で出した数字でございますので、本会議でも私いろいろと答弁いたしましたけれど、いろんな事実とか確認等の作業はあったかと思えますので、今、委員がおっしゃったようなことが、最終的にどのような形で処理されているのかといったようなことについては、私どもが4月に入って5月に作業をする中で、実際、検討委員会等も開いて、私どもが確認をしながら行った中では、今の最終的な数字が正確であろうというふうに考えております。

○委員（岡村一二三君）

どなたがというお尋ねでした。これは林務水産課の職員ということですので、この席にだれかいらっしゃると思えます。

○農林水産部長（川東千尋君）

委員が、その事実をお聴きになったのは、こちらがその誓約書をもらいに行った方から、そのようなお話があったということですか。

○委員（岡村一二三君）

行政の担当職員が、誓約書をもらいに行ってもらえませんかと言ったということで、先ほども言いましたが、その担当職員が4月20日前後にも今度は電話だったけれども話が来ましてとおっしゃっているわけですので、これが事実であれば、この報告は全く参考にもならないということですよ。

○農林水産部長（川東千尋君）

今の御発言の中で、こちらが確認をしに行っていもらえないかと、だれかに頼んだということですね。代理と言うか確認が欲しい相手方に直接そういう話をまず持ったのではなくて、どなたかにそういう依頼をしたら、そういった流れになったということなんですが、その辺の方に、直接、その辺の事実というものを確認してみたいなというふうには思います。

○委員（岡村一二三君）

一般の話ではないですので、先程から言いますように、担当職員の名前も言われていらっしゃいますので、担当課に聴けばすぐ分かりますよ。どこにだれにどんなふうに頼んだのか、確認の印鑑をもらってきてくださいと。冒頭に申し上げました件数を、例えば、10件の分をお土産として3件減らしてもいいから印鑑をくださいという話でしたとおっしゃっていますので、農林水産部の係の職員は何名いるんですか。その方に聴かれたら、すぐ出てくると思えますので、確認をして答弁をお願いします。

○農林水産部長（川東千尋君）

確認もさることながら、まず、それをどなたがおっしゃって、こちらがお願いをしたら、そのお土産が必要だというようなことを、どなたがおっしゃって、それに職員が従わざるを得ないような状況だったのか、あるいはそういった指示ができるような方なのか、一般の方なのか、その辺がはっきりしないと、こちらのほうもそれをそうということで、実際、その職員全員に聞き取るとかというような流れにはならないのかと。まずはその辺の事実も、私どもとしては確認がしたいところでございますので、この場での答弁はいたしかねます。

○委員（岡村一二三君）

後でいいんです。担当職員に聴けば、すぐに分かると思いますので、そのことを調査した結果をお示しいただきたい。全く別の質疑ですが、畜産業費の子牛育成牛舎整備助成事業の150万円についてお尋ねしますが、1棟ということですので、補助金額は工事費の何%になるのかお示しいただきたい。

○農政畜産課長（田島博文君）

補助額につきましては、床面積1㎡当たり5,000円ということになっております。その限度額で上限が150万円ということで、床面積は子牛1頭当たり概ね6㎡とすることということで、規定は作っております。

○委員（宮内 博君）

今回の有害鳥獣駆除の件を受けて、報償費の返還があるわけですが、その返還に際して誓約書を個人に取っているということでお聴きしてるんですけれど、その内容はどのようなものですか。

○農林水産部長（川東千尋君）

誓約書ということで、私は、平成何年度から何年度の有害鳥獣捕獲報償費の交付に当たり、過誤により実績報告をしたことを認めます。つきましては、過誤により交付を受けた補償費を返納すること並びに平成その該当年度以降における同報償費交付申請の可否及び過誤により交付を受けた報償費の返納の手続きにつきましては、市の指示に従うことを誓約いたしますということで、直筆でサインを頂いております。

○委員（宮内 博君）

誓約書の中身は過誤によって申請したという中身になっているということですよ。全員協議会で頂いた資料2ですけれど、これを見ますと氏名の欄が番号毎に29人分書かれてあるわけです。その1番と2番と4番と5番と6番の5人は、平成25年度から平成28年度まで毎年、返納金の対象になってるわけです。この5人のいわゆる不正行為というふうに言われた件数を全部出してみますと、124件ということですよ。全体の不正件数が252件ですので、その約半分をこの5人が不正をしているということになるんですけれど、これも過誤なんですか。

○農林水産部長（川東千尋君）

これまでも答弁いたしておりますように、御本人たちと確認がとれたのは、理由として写真を紛失でありますとかデータを紛失した、あるいは現場にカメラを持って行っていなかったといったような事実しか証言としては得ておりません、そういった中で、最終的には市の補助金の交付要綱の中に虚偽の報告等をした場合においては、返納していただくといった条項がございまして、それに照らして、このような文面で頂いたということで、今御質問のありました件数が多くて過誤なのか、少ないからどうなのかとか言ったようなところまでの判断は、こちらのほうとしてはつきかねているところでございます。

○委員（宮内 博君）

これは過誤というよりも、不正に当然こういうことをやってはいけないという認識を持ちながら行われたのではないのかというふうに、一般的には見られるのではないかと思うんです。同時に、その件数からしましても、先ほど言いましたように平成27年度が一番多いわけですが、平成25年度からすると、この5人については、毎年、毎年、例えば、氏名1の方は、平成25年度は1件だ

ったけれど平成26年度は16件になって、平成27年度は19件に増えているわけです。毎年、この3年間は増え続けているというようなことも、こういったことが言えるのではないかなと思うんです。そこのところは、もう少し検証をしっかりとすべきではないかというふうに思います。捕獲隊の隊長さんがメディアの取材に答えて、それが記事にもなっているんですけど、そういう複数の不正と言われるようなものがある方でも、あるいは2件ぐらいしかない方でも同じ処分がなされているという点は非常に不満だというふうにおっしゃっていらっしゃいます。そこの部分というのは、しっかりと受けとめるべきではないのかなと。再発防止をするためということですけども、その辺はその後どのように議論をされているのでしょうか。

○農林水産部長（川東千尋君）

本会議でも答弁いたしましたと思いますが、この期間の定め方、あるいは件数による処分の期間というのは、こちらのほうもいろいろな形を検討いたしました。ただ1件と2件、2件と3件あるいは10件、最高でも40件といったような形になっているわけですが、どこで線を引くかといったことについては、1件と複数といったような単純明快な引き方で今回はさせていただいたと。それについては、今、委員おっしゃったように、いろいろな捕獲隊の方々の意見もございましたが、その後、捕獲隊の役員の方々にもお話しまして、基本的には、その役員の中でも承認いただいたという形になっております。

○委員（宮内 博君）

確認ですけど、執行部としては、今回をもってこの件については決着をつけたいということでしたよね。今の部長の発言では、そういうふうにおっしゃった捕獲隊の方々も、市のほうで提案をした複数件と1件というところの資格停止という部分は、2件であっても40件であっても同じような資格停止と、1件は別というような形で了解を得たということで理解してよろしいですか。

○農林水産部長（川東千尋君）

捕獲隊の役員会という場で承認を得たところです。

○委員（宮内 博君）

その役員会はいつの話でしょうか。

○農林水産部長（川東千尋君）

ちょっと期日を確認いたしますけれど、5月末か6月始めだと思いますが、確認して後ほど答弁いたします。[15ページに答弁あり]

○委員（池田綱雄君）

今回のこの29人、30人の中に入っている人に、新しく4月から、わなとかそういう獵の許可書を出すことがありますか。

○農林水産部長（川東千尋君）

誓約書を29名の方から取ったわけですが、4月以降に認めていただいて誓約書を頂いた方が3名おられます。その方には、4月の時点で一応その捕獲体制の滞りといったようなことも考慮して、その辺の結論が出てない時点で捕獲指示等を出した方もいらっしゃいます。

○委員（池田綱雄君）

私もこの中に入っていて、許可証をもらっていて現在も捕獲しているというようなことを聴くんですが、この中に入っていれば、その取消しとかをするべきじゃないですか。捕獲の許可を出して今もさせていると。そして返納を求めている。なんか矛盾しているように思うんですが、そこはどうですか。

○農林水産部長（川東千尋君）

当然、その29名の方々は処分の対象ですので、現在、処分の対象として、そういったことは取り消されております。ただ4月に入った時点では5月末ぐらいまでは私どもずっと検証を続けておりましたので、4月の時点で、その数名の方には捕獲指示を出した時期もあったということです。

○委員（池田綱雄君）

私は現在もまだ許可書を持っているというような認識を持っているのですけれど、返納を求めている人に捕獲の許可を出して、現在も捕獲をさせているというのは、おかしいんじゃないですか。

○農林水産部長（川東千尋君）

先ほど、その処分というのが捕獲の従事者証の取消しと。2か月、1年間ということになりますので、その前に出した指示の分は、その時点で失効するという考えになるかと思えます。従事できない期間に今入っているというということです。

○委員（池田綱雄君）

その辺をはっきりさせるならば、それが分かった時点で、私は捕獲のそういう許可証は取り消すべきだと思うんですけど。

○農林水産部長（川東千尋君）

こちらとしては、その従事者証がないと捕獲指示書を出していても捕獲はできないという、従事者証ありきでしたので、従事者証を持っていて、こちらがその都度、指示を出す。今回、その指示を出した方が数名いらっしゃいますけれど、従事者証を取り消せば捕獲もできないということで、一応、捕獲指示書までの取消しという作業までは一応しております。そういう意味であれば、そのようなことも必要であろうかなというふうには受けとめられるかと思えます。

○委員（池田綱雄君）

ついでに申し上げますけれど、先ほど岡村委員からありました。人に頼んで件数を減らしていいがというような話は私も聴いております。はっきり言って同僚議員ですよね。同僚議員が、今回この中に入ってるんですけど、その方が、私の件については、3月までの課長は全く問題ないと、県にも問い合わせたけれど、県も全く問題ないということで進んできていたと。それが5月末になって、急遽あなたの件も入ったと。その間、3月までの担当者も4月になってからの担当者も、その人に説得に行ってくれないかと、その人は大人だから説得に行くのにただでは行けないよと。何か土産を持って行かないといけないよということで、それならば件数を、先ほど言いましたように10件を例えば二、三件減らせる、そういうこともしていいというようなことを、私も聴きました。どこで、全然問題ないというものが、なぜ問題になってきたのか、それも私は非常に不可解であるわけです。そして先ほど言いました何もないということで許可証も出していると思うんです。それが急遽5月末になってから、なんでそういうことになったのか、その辺を執行部のほうは明快に話をされていないんじゃないかなというふうにも思うわけです。

○農林水産部長（川東千尋君）

このことが、去年の7月以降に発覚いたしまして、ずっと検証チームを組んだりして捕獲隊の方々とも連絡を取りながらやりとりをさせていただいたわけですが、その中で、恐らく当時は処分とか、例えば、これが本当に不正なのかミスなのかといったようなことも、なかなか判別がつかないままに、ずっと来ていたのだらうと思えます。その中で3月以降4月になりまして、どのようなことに、どのような形の取扱いにするかといったことにした場合に、まず証言を得ている方々は、捕獲はしているとおっしゃるわけです。これについて、それではどこまで追求するかというのは、私どもとしても限界がございますが、ただ、このまま虚偽の写真を使用したという事実は、皆さん認めていらっしゃいますので、その事実を持ってどういう処分に持っていかという検討を行ったときに、恐らくその当時にお聴きしたところ、いろいろな例えば別な証拠を持ってきて、ちゃんと取っているんだというようなお話だらうと思うんです。ですので不正をしていないと。それは事実かもしれませんし、事実でないかもしれませんが、その辺は、こちらも全ての方にそういった確証は取れておりませんので、どういったことでその辺のすみ分けをするかといったときに、これまでも申しておりますように、霧島市の有害鳥獣捕獲報償費等交付要綱の第5条、市長は捕獲者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該報償費の交付を取り消し又は既に交付した報償費の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。その中の（1）で報償費の交付に際し、虚偽の

報告をしたときという条項がまずあるわけです。ですので、そのいわゆる水増しをした云々というのは分からない部分もございしますが、写真を虚偽のものを使って報告をしたという事実は、皆さん認めていらっしゃると思いますので、それに照らして返納をしていただいて、国のほうにも市が自主的に返納すると。今はそれだけの取扱いになっているわけです。例えば、いろいろと委員の方々がおっしゃったように、それまでの経緯の中で、いろいろなやり取りとか、ここでは大丈夫だとかといったような話もあったのかもしれませんが、その方も実際捕獲をされているのかもしれませんが、他の方も恐らくそういった方もいらっしゃるかもしれませんが。ですから捕獲した、しないの有無に関わらず、今回は、この交付要綱に照らして虚偽の報告をしたという取扱いの上で、いろいろな処分という流れになったということです。御理解を頂きたいと思います。

○委員（池田綱雄君）

部長は、先日の一般質問で捕獲は認めるという答弁をされました。捕獲は認めるという答弁だったと思います。であれば、そういう写真の虚偽があったと、その程度であれば、国のほうに返納なくて、例えば、始末書、捕獲は認めているんだけど、写真のちょっと虚偽案件があったものだから、今後要綱を変えて厳重な対応を今後しますということで、始末書くらいではいけなかったのですか。返納までしなくてもよかったのではないかなと私は思うのですけれど。

○農林水産部長（川東千尋君）

私は、これまで聞き取りの中では、皆さん捕獲した事実はあると言っていらっしゃるというような表現で答弁してきたつもりでおります。私その聞き取りの中で、この方が捕獲したと私は認めているといったような発言はしていないと思うんですが、仮にそういうことであっても、国の交付要綱の中で、虚偽の写真を使ったときに、国、県とも協議をした中で、こういった虚偽の写真の取扱いについては、始末書というような話は出なかったですけど、とりあえずその返還に値するものであるといったような協議の流れにはなっております。

○委員（池田綱雄君）

捕獲は認めるということは、私はそのように聴いたつもりです。これは後で議事録を見てみたいと思います。

○林務水産課長（別當正浩君）

先ほど宮内委員からありました捕獲隊の役員会の期日ですが、5月30日火曜日に行われております。

○委員（宮内 博君）

捕獲隊の役員会を開いて、そこで了解を得られたということですが、その後の6月5日の新聞に捕獲隊長がおかしいということで指摘をしているわけです。そこでの整合性を説明してください。

○農林水産部長（川東千尋君）

そこに同席した職員に聴いてみますと、いろいろ御意見はあって、その処分についての意見は結構分かれていたようではございますが、最終的に捕獲隊長が役員の方々に、これで異存はないかといったことに対して異論が出なくて、そういった形で終結したというふうに、こちらは承っております。

○副委員長（植山利博君）

頂いた資料3の中で再発防止策ということが3点挙げられております。あってはならないことがあったわけですが、それ以上に重要なことは、今後、このようなことが再発しないような取組が求められているというふうに思います。そこで全員協議会の中でも、私、少し意見を述べさせていただきましたけれども、この報償費の在り方そのものについてもそれから捕獲隊の方々に対する処遇の在り方、この辺も含めて国、県とも協議をしながら、今後このようなことが決して起こらないような体制を構築する必要があると思うんですが、そのようなことには、ここに3点ほど防止策が述べられておりますけれども、これ以外に何か検討されていることはないですか。

○林務水産課長（別當正浩君）

再発防止策で3点書いておりましたけれど、これ以後、各捕獲隊の隊員の方たちに対しましては、現場から捕獲した場合は、各総合支所若しくは本庁舎のほうに連絡をもらうような徹底指示を行いました。それで職員が可能な限り現場に赴いて確認をするというような形で、これに加えたところでもあります。

○委員（中馬幹雄君）

この再発防止の2番目に個体写真の撮影方法というのがありますが、今のデジカメ等はデータが出て日にち時間まで出るような気がするんですね。ですからこの写真の出し方も日付を入れた写真を必ず付けなさいと。それとその他にデータも一緒に出してくださいとすれば、同じ個体かすぐ分かるということになると思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○農林水産部長（川東千尋君）

おっしゃったようなことも、今後、検討に加えていきたいと思います。

○委員（岡村一二三君）

この件については各委員から質疑が出ましたが、再発防止策だったのででしょうか、先般、林務水産課長名で霧島市捕獲隊員各位で説明会をしますという文書が参りました。私は横川ですので、横川総合支所多目的室1、2と書いてあるのですが、会議が8日、文書が届いたのが7日の夕方でした。みんな日程調整をそれぞれしているわけですので、何日か前にこれが届かないと出席できないわけです。私は行きませんでしたけれど、その旨、担当職員に行けないからと。どうしてもこの日に来れない人は有害鳥獣駆除はできませんよということでも私は結構だからという話しはさせてもらいました。別の方からも苦情が来たと思います。このような文書を送るときは、役所のほうは出せばそれでいいんでしょうけれども、受けるほうはそうはなりませんよ。それぞれ仕事を持っておりますので、日程調整を事前にしないといけませんので、役所の在り方につきまして指摘もしますが、私は行きませんでしたので、後日、資料が送られてきました。捕獲個体計測記録票というものも付いていますが、個体調べで体重、体重は全体内臓抜きか、頭から胴体の長さ、妊娠の有無、体高と、こんなことをする人がいるんでしょうか。ここまでして記入は任意とするということですけど、これまでして捕獲をなぜしないといけないかということになると思います。机の上に座って議論をする人はいいいでしょうけれども、全員協議会でも言いましたが、農家の方がせっかく植えた作物をイノシシやシカが出てきてどうしようもないので早く何とかしてくれという要請があって、仕事もあるんだけど何とかしてあげないといけないという気持ちで、隊員の方たちは捕獲をされるわけですので、こんな報告書を出せということになると、多分ないと思います。さらに捕獲地点、霧島市何地内、これは理解しますが、メッシュ番号まで書けということですよ。メッシュ番号は猟をする人でないと分からないわけですが、これまで書かなくても何々地内で私は結構だろうと思います。さらに、先ほどの質疑答弁の中で、違反があった方は許可を取り消すという話しでした。取り消しただけでは、指示許可書が発行されている分については、他の方は分からないんです。取り消された方が、その指示許可書を自分はもらっていると言え、それでおしまい。だから、返還してもらわないといけないわけです。指示許可書は2枚出ます。例えば、平成29年4月1日付でまず1枚出ます。そして駆除期間中の期間が記された指示書が出ます。2部あるわけですので、親の分の指示書と期間ごとの分が来ますので、全部、返還を求めないといけないと思いますよ。その辺は分かって答弁されていらっしゃるのかなと思ったものですから、お尋ねするんですがどうなんでしょうか。

○農林水産部長（川東千尋君）

先ほどの個体の記録票なんですが、先ほどおっしゃった体重、全体の内臓抜き、この辺は左に（※3）と書いてあるかと思うんですが、下のほうを見ていただきますと、任意ということで必ずしも書かないとだめといった取扱いにもなりませんので、できればこの辺を書いていただくと個体の見分けが可能になるということですので、完全に義務化しているという捉え方ではないのですの

で、その辺のところは御理解いただきたいと思います。あと、おっしゃった資格者証については、返還をしていただくような方向で、今後、取扱いたいと思っております。

○委員（岡村一二三君）

任意ということなんでしょうけれども、固体記録票の（※2）は、シカ記入必須と書いてありますよ。

○農林水産部長（川東千尋君）

シカの場合は、幼獣と成獣の見分けが必要ですので、その辺のところは記入していただきたいと。イノシシ等については任意という取扱いになろうかと思えます。

○委員長（阿多己清君）

ほかにありませんか。

○農林水産部長（川東千尋君）

今回の件につきましては、非常に議員の皆様方にもいろいろな御意見を頂きまして、市としてもいろいろ不備な点もありました。特に確認の体制でありますとか反省すべき点も多かったと思っております。したがって、今後いろいろ頂いた意見を基に、より厳格な審査をしてみたいと思っております。ただ、ここで一、二点、相互の理解と言いますか、というのをしていきたいということで、資料を配布いたしますので、少しだけお時間を頂いて説明をさせていただきたいと思えます。1点目は、今回の件が、先ほどから質問がいろいろ出ておりますけれど、一人で80頭とか捕獲することは有り得ないと言いますか、できないでしょうといったような議論が、ずっと今日に至っている部分がございます。先ほどお話しに出た今年の決算委員会でも、そのような御発言があって、私なりにいろいろ見てみますと、銃器を使った方々についての言及であったのかなど。銃の場合は、これまでもおっしゃっているとおり、これは決算委員会のときのある委員の口述なんですけど、実際に七、八人のグループでその現場に行き行って捕獲するとしても、イノシシでもせいぜい1日に2頭くらいだろうということでありました。聴かれたお話かと思えます。それで一人で八十数頭という数で報償費を受けているということが、余りにも不自然だと言うことでもございました。先ほどから出ておりました報道等にもいろいろとインタビューをされた方々から、有り得ない数字であるといったようなことだったんですが、銃の場合は、その何名か相当な数で行かれて、1日獲れないときもある。1日2頭というのがありますが、携わった方はよく御存じかと思うんですが、今現在、主流がわなになっております。わなでいきますと、そちらのお手元の資料の5ページの表のほうを見ていただきたいんですが、これは鹿児島県が平成29年3月でまとめて、今、市町村に配付した資料でもございまして、あくまで県としての資料でもございます。これを見ていただきますと、左上から平成16年からずっときまして右下が平成27年で、2段に分かれていまして、上が有害捕獲、下が狩猟の捕獲、この有害捕獲というところでいいかと思うんですが、平成16年の有害捕獲でいきますと、銃器とわなという区分がございまして、構成率が47%と53%、大体同じぐらいの捕獲数になっております。これが10年たって平成27年にきまして、わなが85%、銃器が15%といったような捕獲数になっております。県内一般的に、今わなによる捕獲が非常に多いと。銃器による捕獲より非常に多いといったような状況にあるということが、私どももこの資料で分かった次第でもございます。裏面のほうの6ページの縦書きを見ていただきますと、これはイノシシに限っての今、お話でもございますが、イノシシについて申しますと、こちらのほうにずっとグラフにして書いてありまして、ずっと右肩上がりでもわな、紺の部分ですが、ぐうっと上がってきているのが見えるかと思えます。銃器のほうは大体横ばい、上のほうのグラフです。こういうことが見てとれるかと思えます。下の方に黒の丸がしてありまして、わな捕獲及び有害鳥獣捕獲が増えている理由として考えられるという点、わながなぜ増えているのかといったような点で1番から7番までありますが、1番で狩猟者の間で個人主義の思想や近代的な考えが浸透した。銃器を使用したグループ猟から単独で捕獲が可能なわな猟へシフトしたということが書いてあります。それから2番も身につまされる話なんですけど、国や市町村の捕獲経費支援や報償金を目的とした捕獲者が増えたこと。いわゆる銃器より捕獲効率の良

いわな捕獲が選択されるようになったと。県がこのような見解をこれまでの捕獲実績から示しているところがございます。銃というのは五、六名、六、七名そういったグループで行かれても、なかなか獲れないときもあると。ただ、こちらに無作為に持ってきた写真ですけれど、全部わなで獲った場合は、1日1人当たりになりますけれど、4頭ですとか、3頭、これはイノシシがわなに3頭入っています。1人でこういった効率のよい猟ができていたような状況もあるということでございます。そういった説明をさせていただきましたが、これが全て本市の今回の状況に当てはまるものではないということは、私も認識した上での発言でございますので、その辺は理解していただいた上で、これまでのいろいろなそういった御意見も頂きましたので、私どもも今後、身を引き締めて、この体制をしっかりと整えて作業に当たってまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員（岡村一二三君）

有害鳥獣駆除、平成25年度から平成28年度まで検証結果の一覧表もあります。ここに該当するのかどうか分かりませんが、疑問視されているのは牧園なんです。なぜかと言いますと、私は横川ですが、我々もおかしいという話はしてまいりました。何がおかしいかと言いますと、狩猟期間中に一般の狩猟区域を牧園は出されたわけなんです。こういったことをすると何でもかんでも出てきますよと、おかしいという話はあったと。だから、こういったことをしないようにしないと、頭数は増えてくるわけなんですよね。一般の猟区で猟をした頭数が参入されることは、まず間違いないですよ。一般の猟区で駆除を出しているわけですから。普通、有害鳥獣駆除を出す時は、被害が出ている地域を担当職員が見に行き、そして実情を確かめて駆除隊員に依頼をするわけなんです。だから牧園は多く出てくるわけなんです。この辺の取扱いを猟区と猟区でない分を有害鳥獣駆除の指示の出し方を再度検討を求めておきたいと思うんですが、どうなんですか。

○農林水産部長（川東千尋君）

以前からそのようなお話を承っておりますので、今後、早急に検討を行いたいというふうに考えております。

○傍聴議員（中村満雄君）

再発防止策としまして、本庁、各支所で管理資料の書式が違うんですよね。その統一をすべきだと思いますが、いかがですか。

○農林水産部長（川東千尋君）

今、準備をしているところでございます。

○委員長（阿多己清君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、以上で農林水産部関係の質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午後 0時 5分」

「再開 午後 1時 7分」

○委員長（阿多己清君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、商工観光部関係の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○商工観光部長（池田洋一君）

議案第47号、平成29年度霧島市一般会計補正予算（第1号）の商工観光部関係につきまして、その概要について御説明いたします。まず、歳入につきましては、（款）県支出金（項）県補助金（目）商工費県補助金におきまして、地域振興推進事業費219万4,000円を計上し、（款）諸収入（項）雑入（目）雑入におきまして、コミュニティ助成事業190万円をそれぞれ計上いたしました。次に歳出につきましては、（款）商工費（項）商工費（目）観光費で390万円、（目）施設管理費で7,252万3,000

円をそれぞれ計上し、補正後の(款)商工費の歳出予算総額は10億4,982万8,000円といたしました。なお、詳細につきましては担当課長が御説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○観光課長(八幡洋一君)

[補正予算説明資料に基づき説明]

○委員長(阿多己清君)

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員(中馬幹雄君)

明治維新150周年の記念事業ですが、報償費と消耗品費、写真コンテスト賞品代というのが報償費で、消耗品費に写真コンテスト用衣装代ほかとなっていますが、この兼ね合いはどうなっていますか。

○観光課長(八幡洋一君)

先ほども言いましたとおり、西郷公園、塩浸温泉それから観光案内所、そして、西郷どんの宿が12月で完成の予定でございます。そこに、大人用、子供用の西郷隆盛、それから坂本龍馬とお子様さんの衣装、大人用と子供用を購入して、それらを着てその施設で写真を撮っていただきます。そして、写真コンテストを行いまして、入賞者に対して特産品をお送りするというような流れになっております。

○委員(中馬幹雄君)

ということは、衣装を着た写真しかコンテストには応募できないということですか。

○観光課長(八幡洋一君)

基本的にはそのような形で取り組みたいというふうに考えております。

○委員(中馬幹雄君)

その割には、両方で145万円、ほかのフォトコンテストもありますが、それにはそこまでかけていないと思うんですけども、ちなみに報償費の60万に対しての賞品で上位のものの金額は幾らですか。

○観光課長(八幡洋一君)

昨年もイベント等で実施させていただきましたけれども、1等には黒豚とかというようなものを利用していただいて、その他については、ふるさと納税の中から昨年も選んでもらってお送りしているということでございますので、そういう形で今年度も取り組めたらと考えております。

○委員(中馬幹雄君)

もうちょっと、エリアを広くとったほうがいいような気がするんですが、単なる衣装を着ただけのコンテストというのは狭すぎるのではないかと思うのですが。

○観光課長(八幡洋一君)

来年が明治維新ということで、地域振興補助金が西郷さん関係、それから明治維新関係を特に優先して採択するというようなこともありまして、施設につきましては、ゆかりのところとを広く皆様に周知をしながら、周遊をしていただく、そして、国内外にSNSとか、そういうもので発信していただいて情報発信に努めていきたいというのが、大きな一つのねらいでございますので、御理解いただきたいと思っております。

○委員(宮内 博君)

今回、7,200万円の施設整備事業費が追加補正をされるということになっておりますけど、それぞれ、四つの理由を挙げているのですけれど、一つずつ金額を明確にしてもらえませんか。

○観光課長(八幡洋一君)

まず、一つ目に日当山観光施設のかまど棟ほか建設工事ですけれども840万円、それから、日当山観光施設石蔵解体工事に350万円、日当山観光施設整備事業工事に4,684万7,000円、それから、霧島温泉市場空調設備改修工事に1,325万3,000円となっております。

○委員(宮内 博君)

3点目のところの造園や整地であるとかですね、そういうところは金額的には4,684万円余りというということで大きいわけですけど、先日、洗心閣のところを見に行きましたらすでに、矢板というのですか、建物を造るところに板が打ってありました。それで、その場所というのは池の横のほうになるのかなと思うのですが、本会議でも議論をさせていただいたところですが、いわゆるこの施設整備に当たって市長のほうからは、排水に問題があるところだということで、そういった災害等が懸念をされるときに、使えないような施設では困るんだということで、周辺の水の調整ができるような、そして、災害時にも使えるようなものという指示をしているということだった訳ですけど、それは、今回の補正の中で、一定のそのような方向性も考えて何らかの手立てを講じようとしているのかどうか、その辺をちょっと説明いただけませんか。

○観光課長（八幡洋一君）

建設部等とも現地を確認しながら、地中にそういうものがないかというようなことも検討をさせていただきましたけれども、面積的になかなか厳しいと、そして、その上に上物がくるといようなこともありまして、今回のこの工事の中ではその敷地内に降った雨水を、この池があるわけなんですけれども、そちらのほうに傾斜を持ってきてそこで貯水池みたいな役割も果たしながら、随時排出をしていこうという形での今計画をしているところでございます。

○委員（宮内 博君）

全体面積からすると池の面積というのは調整機能を担うような面積では、私は素人ですけど、とてもそういうような機能を発揮できるようなものじゃないと思うんですけど、それは科学的に検証してそのような一定の役割を担うことができるということが検討されているんですかね。

○観光課長（八幡洋一君）

その辺につきましては、検証はしておりませんが、結局、その敷地内のやつをほかに逃がさないという、とりあえず貯水池のほうへ全ての傾斜を切っていくながら1か所から排水をしていこうという形で観光課のほうでは、今計画をしているということでございます。

○委員（宮内 博君）

施設内の水の量というのは、そんな広大な面積でもありませんので多くの量になるということは考えにくいわけですが、あそこは周りからの水が、いわゆる強制排水をするんですけども、天降川からの逆流じゃなくて内水が溢れるというところなんですよね、それだけ低いところにあると、西郷どんの湯のほうは、まだ、随分、低いんですけど。それで本会議でも、ちょっと言いましたけど93年の豪雨のときはボートを出して私は人を救出したことがあるんですよ、洗心閣のところからですね。それぐらい水が溢れるところなんですよ、だから、市長がおっしゃったように、ほかが冠水したらあそこも冠水するんですよ。出入りもできなくなるというようなことになるんですけど、そういったのを十分に検証した上で、地域の皆さんにとっての避難所にもなりうるような機能が発揮できればなおさら喜ばれるのではないのかなというふうにも思うんですけども、周りから押し寄せてくる内水で溢れる水を一定の調整ができるような形でしないと抑制できませんよというふうに言ってるんですけどね。そういったところの分析はどの程度時間を掛けて今までやったんですかね。

○商工観光部長（池田洋一君）

防災的な雨水の問題が出ておりますけれども、あそこだけを高くしてしまえば、逆に言えば周りの住民の方に迷惑が掛かるということもございまして、我々も慎重にあそこのレベルをどれぐらいに持っていくのかというようなことを測量的な部分から判断しながら今進めているんですけども、過去に大雨になったときの記録が残っておりますので、どの辺まで来たとか、去年の大雨のときにどの辺まで来たんだというところで、じゃあ、それよりも全体を上げようとかそういう測量的なものも行っております。それと、今、建設部のほうとも一緒にこの事業を行っているんですけども、建設部のほうでは、全体的な水害対策というものも、当然、含めながら行っておりますので、その中の一部としてあそこが、どういう、災害になった場合は当然あそこに避難所的なものも当然しないといけないわけですので、なるべく民家にも影響を与えないし、その避難所的な部分も含めて今

協議をしているという状況でございます。

○委員（宮内 博君）

今、おっしゃるようにあそこだけをかさ上げをしたらその分、周りが影響を受けることになるわけですので、抜本的に改修をするためにはちょうど横を流れている排水路ですね、これを拡幅すると、223号線を境にして半分ぐらいの水路の幅になっているのですから、その上のほうでは溢れてくるというのもあるわけで、同時にその排水ポンプも1基しかないというところですので、そういったことと相まって、排水ポンプを増設をする排水路の拡幅も同時に、これは商工観光部でやる話ではないですけど、土木課とも協議をした上で進めていくということがないと、市長がおっしゃるように安心安全の施設として使えるということにはなりにくいのかなというふうに思いますので、そこのところは、十分な検討をいただくように重ねてお願いいたします。

○委員（徳田修和君）

施設管理費のところでも少しお伺いします。石蔵の解体で350万の見込みをされているということだったんですけども、そんなに掛かるのかなというような気がするんですけども、これは解体した石を、また、設備に再利用するという説明もありますけど、それで特殊な解体技術を用いなければならぬとかそういう形で理解しておけばよろしいですか。

○観光課長（八幡洋一君）

今、おっしゃったとおり、あの石蔵については加治木石という石を使われておまして、非常にもろいというところもあります。できたら、石にカッターを入れて足湯とか今後計画をしていますので、そういうものに使えないかと、敷石とか座っていただくためのベンチとか、そういう形で再利用できないかということで今回はきちっと取っていただくということで、取った後に使える使えないもあるんでしょうけれども、壊して捨てるよりは再利用ということも考えてやっていきたいと考えております。

○委員（徳田修和君）

もう一点、それぞれの施設の金額を紹介していただいたんですけども、かまど棟の新築とかライトアップであったりとか、説明がありましたが施設の概要が見えてこなかったの、かまど棟が何に使われるものなのかであったり、ライトアップをされるということは夜間利用が可能な施設を考えているのかとか、その辺の今考えている計画をお示しできれば。

○観光課長（八幡洋一君）

現在、西郷どんの宿につきましては、基本、薪で火を起こしてするようなことができませんでした。やれるんですけど、それには大きなダクトを付けたりとか消防法とかいろんなものが絡んできて、昔の館はできないということがありまして、今回は利用はできませんけどダミーみたいなといいますか、使えないけれどもそこにかまどがあるというような流れになっておりますので、その西郷どんの宿の周辺にも一つ、本当に薪を炊きながら餅やから芋を蒸したりするようなかまどを造って地域の方であったりいろんな方々が、そこでイベントの際に利用していただきながら利用も高めていきたいというようなことで、かまどを今回したいということ、それから、ライトアップにつきましては、夜間利用等もできるような形で地域の方々が使っていただいたりとか、子供会とか、市内の方々も含めていろんな方々に使っていただきながら、日本庭園というところもありますので、そういうところにライトアップをして周辺の宿泊施設等に泊まれた方が、夜間に浴衣を着ながら散策もできるよねというようなイメージで、今回ライトアップについても上げさせていただいております。併せて、当初予算では本体工事のみでしたので、その外溝ですね、排水口だとかそういうのも今回この中に入れさせていただいているというところがございます。

○委員（中馬幹雄君）

西郷どんの放送にちなんでの、いろいろな取組があるんですが、この西郷どんに関係がある所は、県内にあらゆるところがあると思うんですけど、それに対して、どのように特色を持ったやり方を考えているか教えてください。

○観光課長（八幡洋一君）

鹿児島市はミニ資料館とか、指宿市は既存の施設内にそういうものを設置をする。県内でこの西郷どんの宿みたいなのは、本市だけかなということで、今もNHKの取材の下見があったり、今、エージェント関係が非常に興味を持たれておりますので、年内に完成すれば注目を浴びる施設ということで考えているところでございます。

○副委員長（植山利博君）

石蔵の解体について今お話があったんですけど、あの石は加治木石ということでいいんですよね。

○観光課長（八幡洋一君）

そうだとすることは、いい切れませんが、セイカさんとかいろんな方に聞くと、加治木石を使われているというふうに聞いております。

○副委員長（植山利博君）

加治木石というのは、非常に堅固で強いんですよ、やわらかいんじゃないんです。小浜石というのはやわらかくてもろいんです。だから、加治木石はこれから100年でも200年でも、使える立派な石だから大事に一個ずつ、丁寧に解体をして再利用をぜひして、十分使っていただきたいと求めておきたいと思います。

○委員（中村正人君）

施設管理費の温泉市場の件ですが、不採択になったということですがけれども、確か3月補正のときには、多額な予算が組んであったと思うんですよね。そして、今回、1,325万3,000円ですが、1,325万3,000円になった理由を教えてください。当初の予算からするとということです。

○観光課長（八幡洋一君）

3月に提案させていただいた地方創生の関係につきましても、経済効果を高めるという整備になっておりましたので、そのトイレ、2階部分のテラスを広げるという雨天対策も含めると、そして、今、身障者用のスロープで2階に上がることができませんので、そういう形に整備をしながら利用者増を目指していくということと、それから空調関係が壊れていましたのでそういうのを含めて1億円程度上げさせていただいたんですけど、不採択となったということで空調につきましても、先ほども答弁いたしましたとおり、不具合があったり故障しておりますので、どうしてもお客様に影響が出てくるということもありまして、これは早急にしたいということでの提案でございます。

○委員（中村正人君）

とりあえず、空調だけはやりたいという理解でよろしいですか。

○観光課長（八幡洋一君）

そのとおりでございます。そのあとトイレ等につきましても、できることはやりたいなということで、観光協会のほうが温座ぐらいはやりたいということでしておりますので、できることは市のほうでというふうに考えております。

○副委員長（植山利博君）

4ページの初午祭開催支援事業の190万円、これは全額コミュニティ助成事業の財源ということですが、これは備品購入だけですか。運営補助等に充てる分は入っていないという理解でいいんですよね。

○観光課長（八幡洋一君）

そのとおりでございます。衣装代、鐘代、そういうものだけになっております。運営補助は出ておりません。

○委員長（阿多己清君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで商工観光部関係の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時36分」

「再開 午後 1時38分」

○委員長（阿多己清君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、建設部関係の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○建設部長（島内拓郎君）

議案第47号、霧島市一般会計補正予算（第1号）、につきまして、御説明申し上げます。建設部関係では、公園費で、国の補助事業である社会資本整備総合交付金の1,000万円の内定が4月にあり、城山公園の改修に係る実施設計の業務委託等を行うために、今回の補正予算を計上いたしました。以上で、建設部関係の概略説明を終わりますが、詳細につきましては担当課長が御説明申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○建設施設管理課長（仮屋園修君）

[補正予算説明資料に基づき説明]

○委員長（阿多己清君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（徳田修和君）

改修するトイレのことで1点お伺いします。現行は汲取りですが、改修後も汲取り方式のトイレになるのでしょうか。

○建設施設管理課主幹（山元辰実君）

当初では合併処理浄化槽で考えておりましたが、始良保健所のほうにお尋ねしたところ、放流先がないということから、簡易水洗にしようと考えているところでございます。

○委員長（阿多己清君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで建設部関係の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時41分」

「再開 午後 1時45分」

○委員長（阿多己清君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、教育部関係の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○教育部長（花堂 誠君）

議案第47号、平成29年度霧島市一般会計補正予算（第1号）の教育部関係につきまして、御説明いたします。平成29年度一般会計補正予算書（第1号）3ページをお開きください。今回の補正予算につきましては、（款）10教育費の（項）2小学校費を589万円、（項）3中学校費を491万3,000円、（項）6社会教育費を820万円、総額1,900万3,000円を増額し、補正後の額を64億1,632万2,000円にしようとするものでございます。今回の補正予算は2課5事業に係る補正予算であり、発達障がい等のある児童に対する特別支援教育の推進に係る経費、経済的理由により就学困難な児童・生徒に対する貧困対策に係る経費、小中学生を対象に睡眠習慣や生活習慣の改善等を図るための事業に係る経費のほか、平成29年は、西南の役終結、また西郷隆盛没後140年であることから、それを記念した事業に係る経費の計上でございます。最後に、予算書の4ページには、（仮称）国分学校給食センター給食調理・配送業務の債務負担行為について、計上いたしております。詳細につきましては、各関係課長が説明いたしますので、御審議をよろしく願いいたします。

○学校教育課長（河瀬雅之君）

[予算説明資料に基づき説明]

○社会教育課長（西 潤一君）

[予算説明資料に基づき説明]

○学校給食課長（石神 修君）

[予算説明資料に基づき説明]

○委員長（阿多己清君）

ただいま教育部の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（蔵原 勇君）

今回、社会教育振興費のことで、睡眠チェックシートということで生活習慣の改善プログラムを実施するということですが、もちろん児童生徒の生活習慣を改善すると。保護者の意識向上のためにも、保護者の講演会について参加できない保護者への対応策はどのようにお考えですか。

○社会教育課長補佐（今村 靖君）

この事業は、文科省の中高生を中心とした生活習慣マネジメントサポート事業という採択を受けて行っております。委員御指摘のとおり保護者の方に夏休み中に一度、講演の機会は準備はしておりますが、やはりおいでになられない場合があるということで、各学校には11月にまた学校でPTA講演会等がありますので、そのときに必要に応じて講師をお招きしてお話していただくというのを2段階で考えております。もう一つは、各学校の養護教諭の先生方とも連携して学校でも子供たち向けに講師の先生が講話をするのですが、その講話の中身とかも保健だよりとかそういうものでお伝えできるような形を考えているところです。

○委員（蔵原 勇君）

いい企画ですので、ぜひ、11月もそうですけれども多くの保護者の方が参加できるような時間帯とか、土日とか夜間とかそこが考慮できたら大変みんなにいきわたるかなと思うのですが、十分その辺のところもお考えになって11月を考えてもらえたらありがたいが、いかがでしょうか。

○社会教育課長補佐（今村 靖君）

一番最初に夏休み中に計画しております分は、夜間に行う形で計画しております。

○委員（宮内 博君）

まず、就学援助の関係でお聴きしたいと思いますが、当初予算では対象児童生徒数を1,850人を見込んで計上されたわけですが、今回、単価の改正による追加補正ということなのですが、実質人数についてはどうなのでしょう。

○学事グループ長（徳田 章君）

今回の補正に関しましては、新入学学用品費となりますので小学校1年生、それから中学校1年生の方が対象になります。現在学校から申請書を取りまとめまして6月に確定となった平成29年度所得課税状況に基づいて現在判定する状況でありまして、現時点ではどれぐらいの該当者数が対象になるか分かっておりません。なお、予算要求時で今年度見込みとして小学校1年生を170人、中学1年生を206人と見込んで予算要求、それから今回の補正要求の試算を行ったところであります。

○委員（宮内 博君）

今回新入学学用品費の単価の改定ということなのですが、当初予算のところでも少し単価の改定があるということで議論をしたことがあるのですが、県の教育委員会もいわゆる入学準備金の支給の時期について従来7月に支給するというようになっておりまして、県内では出水市だとかあるいは今年から志布志市では、3月の支給に引き上げて、実際に入学準備に間に合うようなこの期間に対象児童生徒に支給ができるようにということで取組が進んでいるのですが、その議論の中でも県内の28市町で改善の方向で検討している中に霧島市も含まれてるというようなことが議論をされた経過があるのですが、今回は実際7月の支給になるということになるんでしょうけれど、来年からの支給時期の繰上げという点についてはどのようなこの方向性が示されてますか。

○教育部長（花堂 誠君）

教育委員会といたしましては、議員の皆様方からいろんな方面で御指摘をいただいております子供の貧困対策については、やはり今後力を入れていこうという方針で臨んでおります。したがって、その一環である国並みに準要保護費も合わすということは今度の補正でお願いし、第2弾と

しては今御指摘があったような入学準備金としての、入学の前に支払えるような制度をちょっと作れないのかなと今検討しております。ただ、御存じのようにそのためには必然的に所得の把握というものがございまして、そのためにはシステムの改修が必要であったり、まだまだ検討をしないといけないというところがございます。ただ中学生については、小学校で受給を受ける児童について分かっておりますので、そういったところから前倒しができないか今検討しております。ぜひ30年度に向けて今準備を進めているところですが、まだ財政課等と詳細の詰めをしておりませんので、現在のところそういう状況であるということをお承しいただければとします。

○委員（宮内 博君）

中学生については、小学校の時に受けていけばそれが繰り上がるということですので、わりかし対応はできるのかなと思いますが、要は新小学校一年生、その部分をどういうふうに把握していくのかということなんだろうというふうに思いますけれども、いわゆる前年度の所得が確定をする時期との関係がありますので、その見極めをどうするのかということなんでしょうけど、であれば前々年度の所得というのを把握して、そしてその中で拾い上げて対象者を選定していくというような作業になっていくのかなというふうに思いますけど、それは事務量は増えますけれど、対応としては部長おっしゃったように貧困対策という点でやはり新しく入学させるためには制服であったりランドセルであったり、様々な多額の費用が掛かるということでもありますから、ぜひ、そのところはよろしくお願ひしたいと思いますが、もう一つはいわゆる国の補助単価の関係でございまして、今霧島市の方で就学援助を対象としているのは学用品費や給食費や修学旅行費や医療費というような形で大きくって6項目になっているのですけれど、国のほうでの単価表を見ますと10項目という区分がなされているのです。それで本市の就学援助の中に入っていないのが生徒会費であったりPTA会費、こういうものへの助成というのも国の方では単価を設けて平成29年度のこれは案でありますけれど、生徒会費で小学校で4,570円、中学校で5,450円と示しています。その辺のところのいわゆる制度の充実といいますか、その辺はどんな議論がなされているのでしょうか。

○教育部長（花堂 誠君）

ただ今御指摘がありましたとおり、その他の例えば支援をするべきではないかという項目もいろいろございます。ただ先ほど申し上げましたように霧島市といたしましてはまずは国並みに準要保護の方にも国並みの金額を確保して、その後はまず一番お困りであろう新入学用品を揃えるための支給の時期をまず検討して、そういったことからまずは始めたいと思っております。そのほかの項目についても他市の状況等を見ながらそこは先ほど申し上げました貧困対策の一環として今後、勉強していきたいと思っております。

○委員（植山利博君）

今回の基準の見直しは、国が行ったという理解でいいですよ。それを市が採用して今回の補正予算の計上になったという理解でよろしいですか。

○教育部長（花堂 誠君）

国の場合は要保護児童生徒、つまりは生活保護受給世帯の方々、あるいは生活保護を受けてなくてもそれぐらいの所得の程度の方々に対して支給する国庫の支援額があります。それが今まで霧島市におきましては準要保護、生活保護基準の霧島市の場合1.2倍を目途にそういった世帯を対象に支援をしておりますけれども、国の改正に併せて市も準要保護世帯に対する支援を改正しておりますので今回そういった流れであるということをお承しいただければと思います。

○委員（植山利博君）

要保護に対する国の基準額の見直しがあったわけです。市は準要保護までの1.2倍の所得のところまで補助をすると、そこで、今回は一般財源だけですよ、ここに手当てをされているのは、何を言いたいかということ、国が基準の見直しをして市がそれに対して予算をつけるときに国からの支援、補助、交付金等はないということなんですけれども、このことについてはいかがなものかという個人的には思いがあるんですがいかがですか。

○教育部長（花堂 誠君）

確かに御指摘のとおり財源としては一般財源でございます。そういったことから準要保護の方々
に支援をするに当たって財源がないものについて、一般財源でいかがかというようなことだと思
いますけれども、先ほど申し上げましたとおり、やはり子供の貧困対策というのは今後教育委員会と
しても、あるいは市長部局としても大事なことでありたいと思っておりますので、そういったこと
からやはり政策として一般財源をつぎ込んでいくということで御理解いただければと思います。

○委員（植山利博君）

交付税算定基準の中にはあろうかと思うのですけれども、そういうことでいいですよ。

○学事グループ長（徳田 章君）

交付税算定はされております。

○委員（徳田修和君）

文化財保護費で少しお伺いします。置き型・掛け型展示ケースはどこに設置されるのですか。

○社会教育課長補佐兼文化財グループ長（鈴木順一君）

この展示ケースにつきましては、現在、シビックセンターの1階ロビーのギャラリー、今いろ
んなものを展示しておりますが、そちらのほうに置く予定でおります。これまで貴重な資料、例
えば、今回の展示予定は霧島市が所蔵しております西郷南州の書とか火縄銃等を持ってきたい
なと思っておりますが、これまではなかなかセキュリティーやらそれから直射日光が入るとい
うことでなかなか展示ができませんでした。こういうものをやはり市民に見やすい場所に置
きたいということで検討しております。また今後もこれについてはそのままそこに置いて、郷
土館等にある資料をこちらのほうに持ってくる、出前展示と言っているのでしょうか、そ
ういうことも活用していきたいと思っております。

○委員（徳田修和君）

説明案内板4基ということで、これは西南戦争にちなんだような史跡であったりとか、そ
ういったところの説明案内になってくのだと思うのですけれども、4か所しかないという理
解ですか、それとも4か所申請をしたのですか。霧島市は結構重要な拠点であったと習
ってはきたのですけれども、4か所しかないのかなというのが気になったものですから。

○社会教育課長補佐兼文化財グループ長（鈴木順一君）

霧島市内、結構いたるところで戦いがありました。今回、この展示につきましては、市民
の皆様や今回は特に県の地域振興推進事業費を使っているということですので、県外
からとか市外から来られた方にもよく見ていただけるような場所ということで4か所
を選定させていただきました。4か所については1か所牧園地区でございます。牧園地区
では、現在、腹案ですけれども、霧島温泉駅の広場の一角に、その周辺に、例
えば、西郷隆盛が宿営した跡とかその周辺に戦いの跡とか壕の跡などありますが、
これはちょっと残念ながら民有地でございますので、そこまで入ることはでき
ないということで、この場所にありましたよというような形の案内板を作りたいと思
っております。それから横川地区では、特産品の物産館がございますが、あちら
のほうに置きたいと思っております。実際、物産館の道路を挟んだ両方の山が官軍
と薩摩軍の戦の場所ですので、そういう形で結構皆様集まる場所ですので、そ
こに置きたいと思っております。それから、国分地区につきましては、春山がや
はり戦いの跡で、1基その時に亡くなった方のお墓もございまして、その近く
の道路脇に置きたいと思っております。最後に福山地区でございます。福山の佳
例川が市の所有地になっておりますけれども、そこが官軍跡、薩摩軍跡は曾於市
の財部の陣ヶ岡ですが、それが見渡せる場所ですので、その地域に置きたい
と思っております。ただこの場所で横川地区と牧園地区については、案内等
ができる場所なのですけれども、国分地区と福山地区については少し中に入
ったところですので、その案内の標識等もつけて合計10か所に案内の標識は
つけたいと思っております。

○委員（植山利博君）

7ページ、通学合宿体験というのはどういう形なのか、負担金を予算計上されておりますけど、何名ぐらいを予定されているのかお示してください。

○社会教育課長補佐（今村 靖君）

通学合宿は、夏休みと冬休みの後半に実施して、休み中に生活リズムが崩れがちですので、希望する子供たちを2泊3日、国分のいきいき交流センターのところを考えていますが、集団生活を行うことで生活リズムを整えようというのを考えております。施設等もありますので一応20名ずつを考えているところです。この2泊3日の間にその中で睡眠や生活習慣を整えることが大事であるということやそれから鹿児島大学の学生さんとも連携をとりまして学習のサポートをしてもらったりとか、話ばかり聞くのも子供たちも疲れますので、集中力を高めるようなそういうアクティビティとかヨガでリラックスとかそういうのも含めているところです。歳入については、文科省の実施要領の中で活動に参加する者の食費、宿泊費等については受益者負担が原則というのがあるものですから、参加費ということで1人3,000円いただきます。

○委員（池田綱雄君）

小学校特別支援推進事業の中で、発達障害の児童を国分西小学校をモデル校にしているということですが、現在何名の子供さんが通っておられるのかお尋ねします。

○学校教育課長（河瀬雅之君）

国分西小学校、今、知的障害の特別支援学級が4学級ございまして、ここに25名、自閉症、情緒障害の特別支援学級が3学級ございまして、19名です。これが特別支援学級で合計7学級です。それ以外にLD、ADHDの通級指導教室が1教室ございましてここに11名、さらに言語障害通級指導教室が1教室ございまして、ここに19人、そういう数の子供たちが国分西小での学習を行っているということになります。

○委員（池田綱雄君）

霧島市内に西小学校だけですか。

○学校教育課長（河瀬雅之君）

それぞれの学校で特別支援学級は開設しているところですが、特に西小の増加が著しいということで、ここをモデル校として選定しているところでございます。

○委員（有村隆志君）

先ほどの子供たちの睡眠チェックシートや生活習慣改善というところがございましたが、この中で、保護者の意識向上のための子育て講習会を実施し、より良い生活習慣の確立ということでございますので、自力で学校に来る子供が少なくなってきたということですので、その中では親御さんと一緒にそういうことも考える機会というのは大事ななと思っているのですが、これは中学校を中心としたという、一つのくくりとしていますが、これは、1か所だけですか。

○社会教育課長補佐（今村 靖君）

今回の事業が文科省の実施要領に基づいて行わせていただいておりますが、文科省の事業の実施イメージが中学校1校を選定して行うという、モデル的に行ってそこで出た成果を今後普及しなさいという意味合いの事業になるかと思えます。今回、霧島市としましては国分中学校をモデル、そして、校区内の小学校も一緒に含めて国分中校区ということで、この事業を行う予定でございます。

○委員（有村隆志君）

この1年で終わりですか。

○社会教育課長補佐（今村 靖君）

この事業が平成27年から行われている事業なのですが、委託を受ける際のやりとりのところでは、まずは、単年度の事業であるということで単年度ごとにまた手を上げて、そこに委託をするという形ではあるようです。次年度以降については、まだ、この文科省の事業が続くかどうかについての詳細は分かっていないところです。

○委員（有村隆志君）

今後、この事業は今後のいろんなところで参考になるものだと思いますので、しっかり形を作って成果あるものにしていただきたきたいと要望いたします。

○委員（宮内 博君）

学校給食センターの債務負担行為の関係で何点かお尋ねをしたいと思います。本会議の質疑でも議論がされたところですが、5月29日にプロポーザルの候補者として選定をしたという報告があったわけですね。平成28年度からの予定を今回、平成28年度は様々な事情で先送りをせざるを得なかったことだったのですが、平成29年9月から調理、配送部門の民間委託の方法でスタートするというには変わりはないという理解でよろしいですか。

○学校給食課長（石神 修君）

おっしゃるとおり平成29年9月から給食を提供するというので、今準備を進めているところでございます。

○委員（宮内 博君）

以前、補正予算のときにもかなりこの問題については議論をさせていただいたところなのですが、今回の民間委託をするということを選んだ理由が二つ挙げられています。県内でも2,000食以上の給食を作るところは、ほとんど民間委託がなされているというのが一つの理由で、二つ目には臨時職員の確保が大変厳しくて慢性的な人手不足が問題になってると、この二つが理由にされたところなのですが、それは市が運営している学校給食センターについても同じようなことが言えるのではないかと思いますけれど、慢性的な人手不足は民間委託によって解消されるのでしょうか。

○学校給食課長（石神 修君）

現在、委託業務を進めております国分の新しい学校給食センターでございますけれども、今調理員がいる単独校の調理場の中からと隼人の給食センターから一部国分のほうに移しますので、その分調理員が隼人で少なくて済むということで、一部が国分の委託のほうに今委託業者で説明会を開いて応募を募っているところでございます。それ以外にも公募するというようなことも聞いておりますが、開所るときにどうしても足りない分については、委託業者が全国で展開している、いろいろな調理の現場から人をお願いして一時的には来てもらって、その間に募集の中で埋めていくというようなことも聞いております。したがって、市が単独で募集するよりも他のところから人が回せるということで市の直営よりはいいのではないかとこのように考えております。

○委員（宮内 博君）

新しいセンターでは、19人調理員が必要になってくるということであるのですが、今ありましたように、市のほうでも現在、給食センターでありますとか単独の調理場であるとか、そういうところで働いていらっしゃる臨時職員を、その希望を募って民間委託先に行く希望がある方は、市としても配慮するというのを、執行部では考えているかの議論もあったのではないかと思いますけれども、その辺はどうですか。

○学校給食課長（石神 修君）

今回のセンターに移行することで影響を受ける調理員の皆さんには、先週の17日土曜日に隼人の給食センターで委託業者の説明会を開かせていただきまして、28名の方が出席なさいました。その中で、今週いっぱい希望者を募るということで、まだ何人になるのかは確定していませんが、応募がありました調理員の皆さんには、来週、委託業者のほうで個別に面談をして、7月上旬には採用者を決定したいというふうなことも聴いておりますので、私どもとしましては、影響を受ける調理員を最優先に雇っていただくということで仕様書にもうたっておりますので、そのとおりになると思っております。

○委員（宮内 博君）

実際、その経験のある方が、現在、市の臨時職員として働いていらっしゃる方が、引き抜かれる

という可能性というか、それも当然あると。市のほうも当然支援するということで、市のほうの実際の調理の現場で、そのことによって新たな問題が起きはしないかというふうに思うんですけども、その辺の懸念はないですか。

○学校給食課長（石神 修君）

実際、移ることを希望されて、結果的に移れないという方も出てくるかと思います。その場合でもセンターを辞めるのではなくて、またセンターに戻っていただいてこれまでどおり働いていただくとすることも考えておりますし、中には賃金上がるのかどうかということも心配されて応募される方もいらっしゃいますけれども、賃金につきましては、仕様書の中では今の賃金と同等以上でお願いしますということで事業者のほうには言うておりますので、仮に少し上がったとしても、それはやむを得ないことかなというふうに思っております。一番大事なのは、調理員の皆さんが希望されるところに行かれるのが一番いいんですけども、隼人のセンターからたくさん行かれますと、今度は隼人センターの機能が動かなくなるということもございますので、その辺につきましては、あとの補充をどうするかということを採用者が決まった段階で考えていかなければならないことかと思えます。

○教育部長（花堂 誠君）

補足を申し上げますと、今回の給食センターの民間委託に伴う件につきましては、我々は、まず、安定的な給食の提供というものを第一に、第二には保育園の民営化のときも申し上げておりますが、やはりそこで働いていらっしゃる方々の待遇というものも継続していかなければならないということも考え合わせまして、平成29年度当初予算では、給食調理員の臨時の方々の賃金も若干改善させていただいたところがございます。当初予算でお認めいただいたとおり、市の直営の分の調理員さんたちにも、そういう処遇改善はしたところでありまして、申し添えておきます。

○委員（宮内 博君）

今回、そのプロポーザルを受けて、業者の選定をほぼ固めているというようなことなんですけれど、その方向性というものは早い段階で示されていたのではないのかなということを、当時の審議会等での議事録を見ますと伺えるような表現があるんですけど、例えば、今年の2月13日の議事録でありますけれども、ずっと霧島市外の方が運営に関わっていくというようなことではないというような表現があるんです。ということは、このプロポーザルに関わっている業者というのは、霧島市の業者ではないということですよ。そこでお尋ねですけど、実際どこの業者が選定をされたということになっているのか、5月29日に選定しているということでありましたので御報告をお願いします。

○教育部長（花堂 誠君）

冒頭でも御説明申し上げましたが、今回のプロポーザルに当たっては、事前に市内のそういった業者の方々あるいは企業、業を起こされようとする方々もいらっしゃるかもしれないということで、説明の期間を設けたわけでございます。ただ残念ながら、そこには市内の業者は1社も参加がなかったと。そういったことでプロポーザルをするに当たりましては、広く公募しましたけれども5社が応募なさって、全てが県外であったということでございます。その内2社については、1月、2月に他の都道府県で給食に原因がある食中毒的なものもございましたので、さらに過去3年間に食中毒等のことはなかったのかといった調査をしまして、結局3社に絞られまして、その中からプロポーザルを実施して、今のところ、今回補正をお願いしております債務負担行為を決定いただきましたならば、その契約をできる候補者の一つということでプロポーザルを行ってございまして、その業者の名前については、現在のところは控えさせていただきたいと思えます。ただ、県外であるということでございます。

○委員（宮内 博君）

県外ということになりますと、そこに新しく応募する方たちにとりまして、一定期間、その県外の業者が中心になって回していくと、相当いろいろな経験を積んだ人でないと、そういう大きな

施設については回せないということで、いろいろな条件も付加されているようであります。そんな中で運営されることになるであろうと思いますけれど、先ほど部長のほうから、給食調理に携わっていらっしゃる方たちの賃金の改善も、市のほうでも行ってきたということでもありますけれど、実際、私が持っている資料では、調理員の賃金月額が14万3,800円と示されているんですけど、雇用情勢が非常に厳しいと、そして安定しないというのは、大量の食材を一緒に作らなければいけないという大変な重労働の現場の中で、賃金がなかなか見合っていないという現実があるのではないのかなと思うんです。それで民間になれば、賃金をそれ以上担保できるということであれば、霧島市の直営で実際に賃金面の改善を進めていながら、雇用も安定して継続できるような体制という選択肢もあるのではないかというふうに思いますけれども、お聴きしたいのは、実際にどれぐらいの賃金を新しく受けようとしている業者の方たちが示しているのか、その辺は、まだ、これからということなのか、その辺を御紹介いただけませんか。

○教育部長（花堂 誠君）

新しいセンターにつきましても、基本的には市が直営をするセンターでございまして、調理部門と配送部門を民間に業務委託するというごことばでございまして、民営化とは若干違うということは御承知いただきたいと思っております。それと賃金につきましては、民間のほうの賃金がどうなるか、先ほど来申し上げておりますように、正式な契約をして、その後調整していくということになると思っておりますが、今回のプロポーザルの応募をしていただく皆様に示した条件の中に、賃金については、今までよりも同等あるいはそれ以上ということばで示しておりますので、現在、仕事をしていただいている臨時の調理の方々、その民間のほうに移行されても不利益はないと思っております。

○委員（宮内 博君）

現在の賃金よりも同等かあるいはそれ以上を示していると。当然、委託でありますので、市のほうはそれに見合って、それなりの委託料を支払っていくということをしなければいけないということになると思うんです。それができるのであれば、私はその直営でできるんじゃないかと思っております。それでもう一つ、本会議でも異物混入の件が問題になりました。それぞれの地域ごとに件数が報告されたんですけど、全体の異物混入の38%が隼人のほうで報告をされているということです。隼人は4,000食以上作っていますので、それだけ規模も大きいということで、その可能性も高いということばですけど、そういったリスクも相まって付いてくるということに当然なってくるわけなんですけれども、その辺はどうですか。

○教育部長（花堂 誠君）

今回の一般質問におきまして、学校給食に対する異物混入があったと。しかも少なからずあったということについては、教育長も申し上げましたが、本当に心からおわびを申し上げたいと思っております。今御指摘のあった異物混入につきましても、今回、新しいセンターを民間委託する業者につきましても、先ほど申し上げた過去3年間の異物混入等のものがないという業者でもございまして、そういったことから、民間のそういうノウハウを他のセンター、市が直営しているんですけども、直接運営をしている方々にも研修の機会を設けるなど、及び異物混入についてのしっかりとしたマニュアルを作成して、万全の体制を期していきたいと思っております。今回の一般質問、さらには9月からオープンする新たなセンター、そういったものに併せて異物混入の対策についても限りなく異物混入がないように対策を講じていきたいと思っております。

○副委員長（植山利博君）

部長の答弁の中でもプロポーザルを5月29日に開いたと。その事業者が調理員の方々にもいろいろ説明されたということばですから、ほぼ決まっているんでしょうが、今回の債務負担行為が決まってからということだと理解しました。そこで、今もおっしゃった調理部門と配送部分は分けてプロポーザルをしたという理解でよろしいですか。

○学校給食課長（石神 修君）

調理部門につきましてはプロポーザルで致しますけれども、配送部分につきましては、トラック

は、市が自動車会社からリースで借りて、それをお貸しするということで運転のほうの業務委託をするということになりますので、それにつきましてはプロポーザルではなくて、通常の指名競争入札ということでさせていただきたいという思っております。

○副委員長（植山利博君）

それはこれからということで、まだ調理部分はある程度固まってるけれど、配送部門についてはまだ全然固まっていないという理解でよろしいですか。

○学校給食課長（石神 修君）

調理部門の業者が決まりまして、その調理部門から配送に当たっての要望等を今お聴きして、それを仕様書に反映させているところでございます。これから指名競争入札をする予定でございます。

○副委員長（植山利博君）

調理部門を受ける業者が配送部門まで担うということも、可能性としてはあるという理解でよろしいですか。

○学校給食課長（石神 修君）

調理部門を請負う業者につきましては、そういった配送業務は自分のところではやっていないということでございましたので、その分については専門の運送業者等をお願いしたいと思っております。

○委員長（阿多己清君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、以上で教育部関係の質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午後 2時38分」

「再開 午後 2時41分」

△ 議案第48号 平成29年度霧島市水道事業会計補正予算（第1号）について

○委員長（阿多己清君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第48号、平成29年度霧島市水道事業会計補正予算（第1号）について執行部の説明を求めます。

○上下水道部長（堀切 昇君）

議案第48号、平成29年度霧島市水道事業会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。今回の補正につきましては、平成29年7月から実施を計画しておりました水道事業窓口業務等包括的委託につきまして、委託業者の選定に至らず実施を見送ったことから、7月以降も現行体制で業務を行う必要が生じたため、窓口業務等包括的委託料として当初予算に計上しておりました委託料を減額し、当該業務の実施を見込んで減額した人件費等の費用を新たに計上するものでございます。第2条、平成29年度霧島市水道事業会計予算、第3条に定めた収益的支出、第1款、水道事業費用、第1項、営業費用を1,364万7,000円減額し、水道事業費用の総額を14億3,619万6,000円に、第2款、簡易水道事業費用、第1項、営業費用を990万6,000円増額し、簡易水道事業費用の総額を5億2,038万5,000円にしようとするものでございます。また、職員給与費の増額に伴い、第3条、平成29年度霧島市水道事業会計予算、第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を3,673万1,000円増額し、3億511万8,000円にしようとするものでございます。詳細につきましては、水道管理課長が説明申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○水道管理課長（浮邊文弘君）

[予算説明資料に基づき説明]

○委員長（阿多己清君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（宮内 博君）

今回、業務委託を計画をしていたものが契約に至らなかったということで、その分を補正をするということなんですけれども、今後、これを受けて業務委託をしていくというようなことで検討するのかどうか、今回のことを受けて現行どおりやっていくというような形にするのか、その議論の経過をお示してください。

○上下水道部長（堀切 昇君）

包括業務委託につきましては、平成26年度から集中改革プランに掲げております。削減効果等の検討を行ってまいったところでございます。しかし、職員が、平成27年に1名、先ほど課長のほうから報告がございましたとおり、本年4月1日からまた1名減というふうになっております。2名の職員が減になったことにおいて、費用対効果においてコスト縮減になるのかどうかを含めて再検討をしなければ、公営企業は経済的になることを前提に民営化するというふうになっておりますので、そこらを再検討したいというふうに考えているところでございます。

○委員長（阿多己清君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで上下水道部の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 2時49分」

「再開 午後 3時 6分」

△ 自由討議

○委員長（阿多己清君）

休憩前に引き続き会議を開きます。これより、議案第47号について自由討議に入ります。意見があれば御発言をお願いいたします。意見はありませんか。

○委員（宮内 博君）

今回の補正予算の中で大きな議論になりましたのは、有害鳥獣駆除に対する報償費の返還という部分であったんですけれども、報告の中で、全員協議会で当該事案に対する処分についての説明がなされているんですけれども、議論の中でも申し上げたところでありますけれども、実際、複数のいわゆる執行部側に言わせれば過誤請求ということなんですけれども、私自信は、今申し上げましたように平成25年度から平成28年度にかけて、5名の方が毎年いわゆる過誤請求をやっていると。私は、これは過誤ではなくて不正請求だというふうに思うんです。そのところの解明がまだ十分なされていないということは、今でも変わりありません。同時に捕獲隊の隊長のほうからも、1件の虚偽の報告をやった方を除いて2件以上は40件の方と同じ処分をしているところには不満が残るというふうに発言をなさっているんです。その前に開かれた捕獲隊の代表者会議の中で了解を得たということでもありますけれども、そのように発言されていらっしゃる方が捕獲隊長でありますので、本当に過誤なのか、そうではなく不正だと、あるいは中には詐欺ではないかという方もいらっしゃるわけでありまして、その辺のところ曖昧な形でなされるという点については、今後の一つの対応が求められることではないかと。返納金は当然のことだということでもありますので、それはそれで計上するということが問題にしているわけではなくて、再発防止のための対策をどうするかということについては、今後も議論をしていかなければならないのではないかとというふうに申し上げておきたいと思えます。

○委員（岡村一二三君）

今回の補正予算で林業総務費の有害鳥獣捕獲報償金の返納金の金額は示されております。執行部

が全員協議会で説明された資料を基にいろいろと説明をされているんですけど、件数が今日は実人数が29人が30人になりましたと、あとは事務的ミスでしたというような発言もありました。全員協議会の説明としてはこれだけでしたと、あと本人が認めていない一人は刑事告発する予定だと説明しておりますので、質疑の中でいろいろ疑義をお尋ねした経緯も皆さん御存じだろうと思いますが、これでこの返納金が終わるのか終わらないのか、全く不透明であるわけでした、果たしてこの件が分からないで、これでいわゆる幕引きというようなことになるのか、疑問に思っております。

○委員長（阿多己清君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、以上で自由討議を終わります。次に議案第48号についての自由討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、以上で議案第48号に対する自由討議を終わります。

△ 議案第47号 平成29年度霧島市一般会計補正予算（第1号）について

○委員長（阿多己清君）

それでは、これより議案処理を行います。まず、議案第47号、平成29年度霧島市一般会計補正予算（第1号）についての討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（宮内 博君）

議案第47号、平成29年度霧島市一般会計補正予算（第1号）について、その主なものは、一つは鳥獣被害対策の関係で報償費の支払いについて、過誤の請求がされて支払いがされていたというものがありました。これは不正な請求が行われて、それが明らかになったことによる返納のための費用ということでありますので、これは当然予算として計上すべきでありますけれど、今後の対応の問題であります。これで終息するというのではなくて、徹底した再発防止と同時にさらに問題が残っているというふうに私は考えておりますので、引き続きこの検証を求めておきたいと思えます。私が本議案に対して反対を致しますのは、追加の債務負担行為の補正として行われました（仮称）国分学校給食センター給食調理・配送業務の限度額2億3,920万円の関係についてであります。これは昨年度の補正予算の中でも議論をしてきたところでございますけれども、新しく開設する（仮称）国分学校給食センター、2,000食規模の学校給食センターを建設中でございますけれども、9月から調理部門、配送部門を民間に委託をするということで、今回の債務負担行為が行われているわけでありまして。旧国分市は市政上の大きな方針の柱として、学校給食については自校方式を堅持するということが長年行われてきたところなんです。この政策を大きく転換をするのが、学校給食センターの給食調理・配送部門の業務委託、そしてセンター化であるというふうに思えます。このセンター化の民間委託を選択をする最も大きな理由として挙げられたのが、一つには、県内で2,000食規模の大規模施設では、そのほとんどが民間委託をされているということ、二つには、臨時職員の確保が厳しくて慢性的な人手不足に悩まされているということが、学校給食センター化に伴って行われた議論の中で、執行部から報告されているところになっております。平成28年度の運営審議会等の議事録を拝見いたしますと、そのところが明記されているところなんです。センターの供用開始によりまして19人の調理員が必要とされるという説明がなされているところでもありますけれども、この調理員の確保のために、給食調理現場からこの新しいセンターに希望をする現在市に勤めていらっしゃる臨時職員の方には、積極的に協力をするという表明がなされているわけです。審議会の中でもそういった執行部の説明がされております。調理員の雇用が厳しいという理由の一つは、やはり現場の方たちの低賃金と同時に重労働があると思えます。これは労働にふさわしい対価をしっかりと払うという体制を、市のほうで整備をすれば当然できることではないかということでもあります。

二つ目には、一般質問でも明らかになったところでありますけれども、学校給食の現場での異物混入が最も多かったのが、市内で最も多くの食数を調理している隼人学校給食センターが38%を占めているという状況があるわけです。私は、地産地消を推進する上でも、同時に子供たちの目の届く所で調理が行われる食教育を担っていく上での大事な役割を果たしているのが、学校給食ではないのかなというふうに思います。自校方式のセンター化を図るといふことの大きな問題は、そういったところにあるのではないかということ指摘を致しまして、本債務負担行為補正について、反対を表明をしておきたいと思っております。

○委員長（阿多己清君）

次に、賛成の立場の討論はありませんか。

○副委員長（植山利博君）

私は、平成29年度霧島市一般会計補正予算（第1号）について賛成の立場で討論を致します。今回の補正は、国県の補助事業が確定をしたものについて予算計上されております。代表的なもので言いますと、社会福祉施設の充実、いわゆる子育て支援のための待機児童解消のために保育園の施設の整備をする事業なんですけれども、これに1億6,714万5,000円が計上されております。ほとんどが国県の補助金を活用した中で、一般財源は2,287万円を活用しながら施設整備をし、これまで90人のキャパであったものを110人という形で整備がなされることは評価をしたいというふうに思います。それから鳥獣被害対策の事業において、非常に残念ながら、あつてはならない過誤請求ということで執行部は表明をしておりますけれども、不正に近い形での受給をされたということは事実だろうと思っております。このことに対して国へ返還を自主的にする予算が計上されていることは当然のことです。しかしながら、今後、このような残念なことが起こらないように徹底した再発防止の取組を求めたいと思っております。また、農家の方々は作物を荒らされて大変お困りですので、この鳥獣被害の事業が、このことで停滞することのないように再発防止を含めて、処遇改善ということも視野に入れた取組を求めておきたいと思っております。それから小学校、中学校の教育振興費の要保護及び準要保護の新入学児童に対する補助金の基準単価が引き上げられ、貧困児童に対する対策が手厚くなったということも高く評価をしたいと思っております。また、特別支援教育の推進においても、国も非常に情熱を持って取り組み、市ともども対策が充実強化されることも評価をしておきたいと思っております。また、西郷どんの放映に伴って、西郷どんの宿の整備も当初予算から引き続き補正予算でも計上されております。千載一遇のチャンスと捉えて官民一体となった取組が求められると思っております。一過性に終わることなく、この拠点施設を活用して、今後の霧島市の観光振興の大きな拠点となって継続的な波及効果が求められるような取組を求めておきたいと思っております。それから給食センターの債務負担行為ですけれども、このことは、私自信もこれまで多くの議論をしてきました。個人としては自校方式が望ましいという思いをずっと披瀝をしてきております。いまだにそういう思いがあります。しかしながら百歩譲って民間委託をする際には、地元の業者、新たに起業する事業所等が参入できるような機会も確保すべきだと言う主張も続けておりましたけれども、そのことを受けて地元の業者や起業者に対して門戸を広める取組がなされ、そのことが事業選定に若干時間が掛かって、選定を平成28年度には決定する予定であったものがずれ込んだと。そのことによって債務負担行為が変更を余儀なくされたということに対しては、一定の評価をしたいと思っております。今後は、ほぼ事業者も決定しているようでありますけれども、異物混入や食中毒などが無いような事業者、過去3年ないというような説明でしたので、しっかりと安全で安心な給食が子供たちに提供をされ、また地産地消にもしっかりと取り組むようなことを求めて、以上、述べた点を私の賛成討論の根拠としたいと思います。委員各位の御協賛をお願いいたします。

○委員長（阿多己清君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。これより採決します。議案第47号について原案のとおり可決することに賛

成の方の起立を求めます。

「賛成者起立」

起立者11名であります。起立多数と認めます。したがって、議案第47号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第48号 平成29年度霧島市水道事業会計補正予算（第1号）について

○委員長（阿多己清君）

次に、議案第48号、平成29年度霧島市水道事業会計補正予算（第1号）についての討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第48号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第48号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上で、議案処理を終わります。

△ 委員長報告に付け加える点の確認

○委員長（阿多己清君）

審査が全て終了いたしました。委員長報告に何か付け加える点はありませんか。

〔「委員長一任」と言う声あり〕

それでは、本日出た質疑等を踏まえて、副委員長とも協議の上作成し、報告いたします。以上で、本日予定をしておりました審査を全て終了いたしました。これで、予算常任委員会を閉会します。

「閉会 午後 3時27分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

委員長 阿 多 己 清